

朽木氏領主制の展開

仲

村

研

目次

- 一 鎌倉期の朽木氏
- 二 南北朝期の朽木氏
- 三 鎌倉・南北朝期の所領
- 四 室町前期の朽木氏と所領
- 五 応仁・文明期の領主支配
- 六 戦国期の家臣と農民
- 七 家臣団の給与形態
(以上本号)
- 八 戦国期の村落と農民
- 九 大永～天文期の朽木氏
- 一〇 永禄～天正期の朽木氏
おわりに

はじめに

朽木氏領主制の展開（仲村）

近江国高島郡にある朽木庄や、その地頭領主朽木氏にかんする研究はきわめて少ない。史料は国立公文書館

に収蔵される旧内閣文庫の『朽木古文書』約一一〇〇通（宮内庁書陵部所蔵の朽木文書、朽木家古文書は、旧内閣文庫の朽木古文書を写したものである。なお同部にはこのほか朽木家が蔵していた図書の目録と最上朽木系図がある）と、滋賀県高島郡朽木村下市場の朽木義綱氏所蔵文書のうち中世関係約一八〇通である。質量ともにすぐれ、在地領主支配の実態を一三世紀後半より一六世紀末の三世紀半にわたって示すものとして貴重なものであるにかかわらず、研究成果が五指にも達していないことは、中世後期研究のひとつの大不思議というほかはない。

朽木氏の領主制研究に先鞭をつけられたのは田代脩氏であった。田代氏は「戦国期における領主制——近江国高島郡朽木氏を中心について」（『歴史』第二六輯 昭和三三年）で、朽木氏の領主制を戦国期に限定して具体的に検証され、その特徴を「いくつかの村落に散り懸り的に土地を所有する殿原衆を通じての間接的な支配」と、「朽木氏自身の土地＝名主職買得による直接的な在地支配の、云わば二重構造によって支えられていた」とし、「殿原衆による間接的な在地支配を排除して自らの直接的な在地一円支配の実現を朽木氏は指向してきたのであり、それは云わば朽木氏の封建領主化への途でもあった」と結論されている。

田代氏の結論に至る実証過程はすぐれており、これをうけて朽木氏とその被官＝殿原衆と惣中との加地子得分をめぐる三者の対抗関係を、室町後半期の畿内とその周辺における庄園村落における特徴とし、それと徳政一揆との内的連関を指摘されたのは黒川直則氏（『徳政一揆の評価をめぐって』『日本史研究』八八号 昭和四二年）であった。また藤木久志氏も在地領主の加地子・作徳分の集積の典型を朽木氏でみるとことにより、これを在地領主の地主化ととらえ、戦国期地主制の特質を権力論にまで止揚して、兵農分離への途を展望された（「戦国の動乱」『講座日本史』3 昭和四五年）。私も田代氏の労作をうけて中世後期の庄園村落の類型論に言及したことがあった（『中

朽木氏領主制の展開（仲村）



『滋賀県市町村沿革史』第四巻より転載。

「世後期の村落」『日本史研究』九〇号 昭和四二年)が、田代氏以外はいずれも在地領主の加地子得分集積の歴史的意義のみを論じて、田代氏の勞作の肉付け作業はいまだに着手されていない憾みがある。

私は以上のことから、朽木氏の領主制の展開を跡付けるに先だって、朽木関係史料から編年的に朽木氏の動向を追跡し、その中で中世後期の朽木氏領主制について若干の問題を指摘しておきたい。これは田代氏、黒川氏、藤木氏の指摘の枠外にでるものではないが、少し異なった視角から三氏の論及された問題について接近するつもりである。

そこでつぎに、本稿の主題である朽木氏の領主制の舞台である朽木庄について概観し、以下編年的に朽木氏の動向を追跡してゆこうと思う。

中世の朽木庄の大部分は、現在の滋賀県高島郡朽木村全域がこれにあたる。昭和三三年七月に刊行された『滋賀県市町村沿革史』第四巻によると、朽木村は東西約一四・九キメ、南北約一六・九キメ、面積一六四、四平方キロメで北は高島郡今津町・福井県遠敷郡上中町・小浜市に接し、南は経ヶ岳を越えて京都市左京区久多、武奈ヶ岳

を越えて滋賀郡志賀町に接し、東は高島郡高島町・安曇川町に接し、西は二つの三[国]岳を境として福井県遠敷郡名田庄村・京都府北桑田郡美山町に接する。村内は標高五〇〇メートルから八・九〇〇メートルの山々でおおわれ、大津市堅田町坂下あたりを源とする安曇川が北流し、それが針畠川・北川・麻生川などの支流を合わせて、村の中心地市場の東で大きく東に向きをかえて琵琶湖に注ぐのである。現在も村の九二、五ペーセントが山林によって占められているという、文字通りの山村である。そして山城と若狭・越前を最短距離で結ぶ交通路に位置しており、この地理的条件が中世の地頭領主朽木氏の領主制展開にきわめて重要な意味をもつことになるのは本論である」とある。

中世朽木庄が現朽木村に北接する今津町の西部の乾谷・明良谷・椋川・途中谷・自在坊などを含むものであることは、朽木氏の所領支配の文書を見ると明らかである。あるいは保坂関を含む、その北の角川あたりをも庄域としていた可能性もあるが、いまは充分に論証することができない。

本稿の主要舞台である朽木庄の伝領関係について簡単にふれておきたい。

長保三年（一〇〇一）六月二六日、中納言兼大宰師平朝臣惟仲は、白川寺喜多院へ家地庄牧を施入した。白川寺喜多院は寂樂寺ともい、京白川の地にあり、のち法勝寺末寺となつた天台系寺院である。平惟仲は自己の所領のうち一〇か所の所領を自己の子孫中に僧あれば、白川寺喜多院の別当とし、その地子を喜多院にあてるにした。一〇か所のうちには紀伊国在田郡石垣上庄壱處字阿亘川、すなわち、有名な阿亘川庄とともに近江国では四か所があげられている。それは滋賀郡和邇庄、滋賀郡高島郡両郡比良牧、高島郡大田庄と同郡の朽木庄である。ここに朽木庄は一一世紀初頭には白川寺喜多院領＝寂樂寺領なることが判明する。

長寛二年（一一六四）七月一二日、明法博士中原明兼の勘注に

一通 康和五年三月三日修理大夫顕季消息

状云、朽木庄券文三卷副目国司庁宣一通者、如此書状者、券文三通也、今所進一通、残二通、不副進□

条有其疑、

一通 大治二年九月日庁宣前司宗兼

状云、可以治幡村為朽木庄領事者、

高嶋郡司字信濃公靜意為國司後見之間、望知針幡庄、仍所構取也、不可為証文、

当寺領治幡庄文書

一通 寛弘八年七月十九日寂樂寺寄文

状云、奉寄尚侍殿杣一所事

在近江国高嶋郡朽木杣者

四至 東限加之尾井角谷 南限嶋山

西限久勢尾丹波国界 北限若狭国木春山界

この勘注は近江国の所領にかんするものであり、その中に右の勘注が記されているのである。これによると康和五年（一一〇三）の修理大夫顕季の消息の中にリスト・アップされている朽木庄券文が三卷あることが判明し、また、大治二年（一一二七）の庁宣では、治幡（針畠）庄の朽木庄所属をめぐる相論があることが判明し、寛弘八年（一一〇一）には、寂樂寺が朽木杣を尚侍殿に寄進していることが判明する。朽木庄と朽木杣とは別箇の支配を

うけることになるのか、元来一体の実態をもつものかわからないが、寂楽寺が円満院を本所とするにいたったのちの、文永五年（一二六八）の円満院の所領には近江国比良庄、和邇庄、紀伊国阿豆川庄などは見られるが、朽木庄は見えないので、すでに寂楽寺の支配を離れているとしなければならない⁽¹⁾。庄と杣を一体と見なせば、寛弘八年の尚侍殿への寄進で寂楽寺の支配を離れたとしてよいであろう。この尚侍殿が正安元年（一二九九）の領家二位法印源辨にどうつながるのか、また文保元年（一三一七）の領家梅小路重氏（村山修一編『葛川明王院史料』所収「葛川明王院所蔵史料」八五一）、ほぼこの頃と推定される領家成興寺（国立国会図書館蔵『葛川明王院文書』一六五）と同一なのかいなかはわからない。ただ、明確なことは、朽木庄が紀伊国阿豆川庄と同じように、平安・鎌倉期をつうじて領主の造営事業のための杣としての機能をもつ庄園であることがある。鎌倉末の庄園領主と地頭の相論で明らかなように、本年貢が四二寸博であることによつても裏付けられるであろう。

なお、大治二年（一一一七）の序宣で、針畠庄の朽木庄帰属をめぐる紛争のあることが推定されるが、この問題は中世をつうじて尾をひいてゐるようであり、正安元年の領家・地頭の相論のさいでも、朽木庄の博年貢の貢納について、わざわざ「加針畠村之定」と記入したり、また一五世紀に針畠に公文・下司という朽木庄とは異なる独自の職掌があり、年貢も針畠年貢といふように、ひとつまとまりをもつ地域として朽木氏に扱われている。一六世紀初頭には山門西塔南尾領針畠庄とあって、朽木氏の針畠庄への係わりあいが、たんなる代官職ともみえる。反面、代官職以上の支配権を有してゐるふしもあり、この朽木庄と針畠との関係の究明は今後を期さねばならぬが、いまは針畠の所属の不明なことのみを指摘しておきたい。

(1) 宮内庁書陵部所蔵『壬生文書』 今江広道「紀伊国阿豆川庄の伝領関係」〔書陵部紀要〕第一五号。

一 鎌倉期の朽木氏

弘安一〇年（一二八七）二月二八日、左衛門尉源頼綱は、次男の源義綱に二か所の所領を譲渡した（甲一一）。その所領は、近江国朽木庄と常陸国本木庄であった。頼綱の譲状によると、朽木庄は「承久勲功 祖父近江守信綱拝領所也」とされ、本木庄は「弘安勲功 頼綱拝領所也」という、近江源氏の分流、佐々木朽木氏にとっては、きわめて由緒ある所領であった。すなわち、前者は、頼綱の祖父佐々木信綱が、承久三年（一二三二）の乱にさいし、北条泰時の軍勢に属して宇治川の先陣をなしたことの勲功として拝領したのが朽木庄であり、後者は頼綱自身が、弘安八年（一二八五）一月一七日のいわゆる霜月騒動のさい、北条貞時に加勢して安達義盛一族を討つた勲功として拝領したのが本木庄であった。この譲状をしたためた直後の三月三日、頼綱は霜月騒動のさに使用した大刀一振と母衣一具を家宝として義綱に譲与している（甲一二）。これらの譲状から、朽木庄は、信綱から朽木氏の祖といわれる高信をへて頼綱へ、頼綱から義綱へと相伝されているとしてよいだろう。義綱は朽木氏の惣領的位置にあつたといえよう。

正応二年（一二八九）五月二〇日、頼綱は、先に義綱に譲った大刀を、奥州禪門合戦に使用したのち氏綱に譲り、義綱には同合戦で使用した馬具の房尻繫一具を譲っている（甲一一）。この氏綱は義綱といかなる関係にあるのだろうか。正応五年（一二九一）一二月五日の氏綱・前出羽守連署の前欠譲状（乙一〇）は、氏綱が三人の子息に宛てたものであるが、条件として「いつれの「たりといふとも、子ながらん仁バ、頼綱の子々孫々ニゆつるへし、た人にゆつるへからす」としているから、氏綱は前出羽守頼綱の兄弟で、義綱にとつては伯叔父に当たる

ものと推定され、「頼綱の子々孫々」とは、朽木氏の中の惣領の家系を指しているのであって、現実には義綱を指すものであつたと思われる。永仁二年（一二九四）八月二〇日、某は義綱に陸奥国板崎郷地頭職と朽木庄内の村一か所を譲つて居る（甲九）が、この某とは、この譲状を認証した正安元年（一二九九）六月二一日の関東下知状（甲五）から、義綱の母尼覚意すなわち頼綱妻であることがわかる。

ここにおいて、十三世紀末期の朽木氏の惣領、五郎兵衛義綱は、陸奥国板崎郷、常陸国本木郷、近江国朽木庄の地頭職をもつて居ることが確認される。なお板崎郷地頭職は、甲斐守為時、法名為蓮なる者が、四女の佐々木御前、字文殊にあて、美作国布勢庄年貢錢のうち三〇貫文分とともに、文永二年（一二六五）九月二三日に譲与したものである（甲九）。この文殊は、文永五年（一二六八）九月一〇日の関東下知状（甲九）によると、「可早以藤原氏字文殊領知陸奥栗原庄一迫内板崎郷地頭職事」とあって、元の姓が藤原氏で、佐々木朽木氏と婚姻して「佐々木御前」と称したと考えられ、恐らく義綱の母尼覚意であろう。したがつて、この板崎郷は尼覚意＝文殊が実父為時より譲与されたもので、これが朽木氏の所領となつたとしてよい。

この文殊の父、甲斐守為時とはいいかなる人物であろうか。文応元年（一二六〇）正月一一日、鎌倉將軍宗尊親王の鶴岡八幡宮参詣のさい、御後供奉人として「甲斐守為時」の名がある（『吾妻鏡』卷四九）。これに前後して幕府の重要行事に「甲斐守」として將軍家の供奉人として名を連ねて居るので、幕府の有力御家人として差支えあるまい。また佐々木朽木頼綱も、たとえば、弘長三年（一二六三）元旦の塊飯の儀式に、供奉人「佐々木壱岐三郎左衛門尉頼綱」として名を連ね、同年一〇月の將軍上洛の隨兵交名にも名が見られる（『吾妻鏡』卷五一）。文応二年（一二六一）元旦の塊飯の儀式には、東西座のうち西座七〇人のうちに、「甲斐守」と「佐々木三郎左衛門尉」

の名が見える（『吾妻鏡』卷五〇）。このことから、両者はともに御家人として、得宗の有力被官人であるとしてよく、幕府内における両者の関係から、両者の姻戚関係が成立したものとして大過あるまい。

朽木氏の所領支配は頼綱の次男義綱の代に確立する。それは義綱の代になって所領にかんする相論が惹起することによって裏付けられる。すなわち、相論は支配の確立過程の産物であると考える。永仁七年（一二九九）の朽木庄と久多庄の相論、正安元年（一二九九）の朽木庄領家との相論、嘉元三年（一三〇五）の陸奥板崎郷の堺相論、徳治三年（一三〇八）以降の葛川堺相論がそれである。

永仁七年の（月日は虫喰のため不明）久多庄地頭代貞能と朽木庄地頭代祐聖（成）が取りきめた和与状（甲八）は、相論の内容をつぎのように伝えている。

この相論は、久多庄側が、久多庄より下す船筏が、朽木庄の地頭代や庄民のために妨げられて材木を抑留されたことを訴え、これに対して朽木庄側は、久多庄民が朽木庄の山河に立入ってはならないことを主張したものである。そして和与するに至ったが、その条件としては、朽木庄側は久多庄が出す材木の一〇分の一を取ること、久多庄民の材木は出してはならないこと（久多庄の領主材木に限る）、久多庄民が柵作やたんなる通河はこれを妨げないと決めたのである。久多から流下する川は安曇川へ合流し、朽木庄の中心部を南北に貫流して琵琶湖へ注ぐため、久多庄側は朽木庄側の要求を承認しなければならなかつたのであろう。和与は朽木庄側に有利であった。正安元年（一二九九）五月二三日の六波羅探題の下知状によると、「今年三月廿八日、同四月四日両方出和与状畢」とあるから、永仁七年の月日欠の和与状はそのいづれかであろう。こうして久多・朽木両庄の和与は公式に認定されることによって効力を増すことになったのである。

永仁七年四月二十五日、正安と改元されたが、一月八日に朽木庄地頭佐々木出羽五郎左衛門尉義綱の代官豪遍は、朽木庄の領家への年貢四二寸樽の量について、領家側の雜掌宥西と和与を結んだ（甲一七）。和与状によると、和与に先だって訴陳があり、久多庄との相論に参加していた祐成（聖）が、四二寸樽二万寸と主張したのに對し、領家側雜掌宥西は四万寸と主張した。この相論の過程で、祐成は代官職を改易されて豪遍が地頭代となり、和与するに至った。和与は祐成と宥西の主張する量の中間を採つて三万寸とし、從来、朽木庄域外とされている針畠村を加えた百姓らの負担することを規定し、五月中に二万寸、一〇月以前に一万寸の貢納を条件とした。そして最後に、「当庄者公事番四番也、若有逃脫之輩時者、為其番頭内之沙汰、可弁進也」と宥西が言つてゐることは注目すべきである。朽木庄の領家は自己の庄園を番編成して「四番」とし、四二寸樽年貢を貢納すべき百姓が逃散するときは番頭のうちで納入すべきことを定めているのである。公事番の内容については不明ながら、朽木庄の番の初見史料として注目されよう。同年一一月二三日、六波羅探題はこの和与状を認定する下知状を発した（甲一七）。

嘉元三年（一三〇五）の相論は、朽木義綱と甲斐六郎為行との争いである。この相論の経緯は嘉元三年閏一二月一二日の関東裁許下知状（甲一七）に詳しい。この下知状は事書の部分でつぎのようにいつてゐる。

佐々木出羽入道々頼後家尼心妙今者死去子息五郎左衛門尉義綱代良心与甲斐六郎為行代清幹相論、陸奥国一迫使板崎郷与刈敷郷界事

先述したように、義綱の父は頼綱であるから「佐々木出羽入道々頼」は頼綱のことであり、また「後家尼心妙」は甲斐守為時、法名為蓮の四女文殊、のちの覚意と同人物である。このことは、下知状の中に「彼両郷（板

崎郷・刈穀郷)者、心妙・為行等之父、甲斐前司入道為蓮之所領也」とあり、「心妙・為行為兄弟之間不及上訴」とあることから、心妙と為行は姉弟で、為蓮と為時が両人の父に当たることは明らかである。またこの家系については、「板崎郷百姓等名田者、自往古、為板崎郷内、自心妙祖父太宰少式入道□□、至心妙三代相伝也」とあり、この「心妙祖父太宰少式入道□□」とは、『吾妻鏡』の弘長三年(一二六三)八月一四日条に「子刻、前太宰少式正五位下藤原朝臣為佐法師_{法名蓮祐卒}、年八十三」とあるのと同一人物と考えられる。この太宰少式為佐は藤原氏支流の狩野氏を称し、幕府引付衆の一員で、得宗の有力被官であった。『吾妻鏡』の文応元年(一二六〇)正月二〇日条に結番衆交名に名を連ねている甲斐三郎左衛門尉為成、同年一月二七日条の將軍鶴岡八幡參詣供奉人交名にある甲斐五郎左衛門尉為定などは、為佐の子息で為時の兄弟にあたるものと推定される。

この嘉元三年の甲斐為行と朽木義綱の相論は、心妙(文殊・観音)が、狩野氏と同様に幕府の有力被官人であった佐々木朽木頼綱に嫁し、その次男義綱へ、父為時から譲られた板崎郷を譲渡し、朽木氏の所領に編成されたのちに惹起したものであった。したがって、この相論は叔父と甥との相論である。鎌倉の裁許状は「然則於論所者、為板崎郷内、義行之知行不可有相違」と裁決している。この「義行」は義綱の「義」と、為行の「行」が混淆、合成されたものと推定されるが、裁許の文意から推せば、朽木義綱側の勝訴であり、「義行」は義綱の誤記であると思われる。

徳治三年(一一〇八)の相論は、義綱代官の弁空が六波羅に提出した一答状で、それによると、この相論は嘉元四年(一一〇九)三月にすでに開始されていることが判明する。相論は、朽木側の主張によると、葛川百姓が朽木庄柄生村内細河板井瀬に乱入して、柄生村人を刃傷、殺害して刈田を行ない、山賊行為におよんだというのであ

る（村山修一編『葛川明王院史料』所収「国立国会図書館所蔵史料」三二七）。文保二年（一一三一八）三月の葛川常住并住人等の申状（『葛川明王院所蔵史料』二四）によると、文保元年に朽木庄より葛川に押寄せて「当所堺切捨鳥居追捕百姓并住人等家内」したというのである。この原因は、朽木庄領家梅小路重氏から預所勝北大夫へ宛てた書状（前掲史料八五一）によると、朽木庄内にある葛川上分田をめぐる問題から発していると推定される。しかし、文永六年（一二六九）六月にも葛川住人が右瀬瀬にたいする朽木庄民の掠領を訴え（前掲史料七〇），同年七月には朽木庄百姓が、葛川側の朽木領内への打入りと百姓住居四字を壊ち雜物を奪取したことを訴えている（「国立国会図書館所蔵史料」六〇）から、一三世紀後半から一四世紀初頭にかけての相論は、葛川・朽木の境界付近の村落住人の所領争いが、葛川の領主と朽木の領家・地頭を動かしたものと考えることができる。

地頭朽木義綱にとつては、自己の支配下に領内百姓を確実につなぎとめるには、百姓の争いを正面切って援助し、これに勝利することが肝要であった。かかる地頭朽木氏の行動は、在地領主の堺相論に共通するものであった。^①

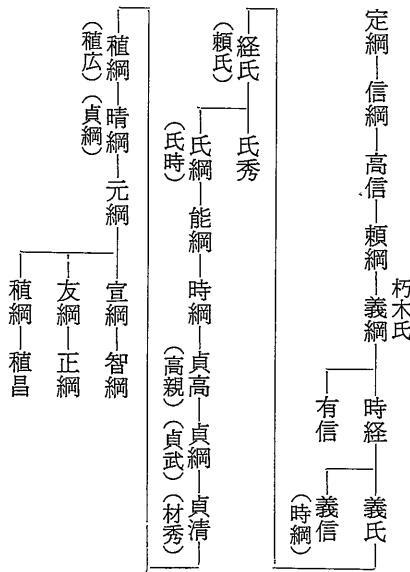
以上、一三世紀後半から一四世紀初頭にかけて惹起する四つの相論をみてきたが、これらの相論の集中はたんなる偶然ではなく、朽木氏の地頭領主制が確立される過程で必然的に惹起したものと考えられ、その意味から朽木氏の領主支配の基礎は、義綱の代に固められたとしてよいであろう。そして義綱の長男時経の代にいたつて所領支配はいっそう拡大されたが、その過程では強い抵抗に遭遇した。

正慶元年（一一三三）九月二三日の鎌倉の裁許下知状（甲一二）は、この時すでに死去していた義綱の、長男四郎兵衛尉時経と岡成六郎景治・次郎友景父子との越中国岡成名をめぐる相論で、朽木時経の勝訴を裁決してい

る。岡成名は足利尾張三郎宗家の跡であつて、義綱が悪党人召捕の賞として、嘉元二年（一二〇四）一一月二日に拝領したものであった。この裁決の直前の一月二日にも、岡成名相論との関連で、時経は松重八郎景式と争つて有利な裁決をえている。鎌倉幕府倒壊寸前のこの時期に、幕府の裁許がどれだけの効力をもつたかは疑問であるが、時経が朽木義綱時代の所領を懸命に防衛し、拡大していくことは特記しなければならない。その所領拡大の一例が、平氏よりの丹後国倉橋庄与保呂村地頭職と播磨国在田庄預所職などの譲渡である。

元徳二年（一二三〇）九月二二日、池殿と称された平頼盛が、子息万寿丸に丹後国倉橋郷内与保呂村地頭職、鎌倉奥町東類地一円、武藏国比企郡いしさか村、安房国葛原村などの所領、屋地と重代相伝の大刀などを譲った（甲一〇）。同三年六月一〇日、幕府は北条右馬権頭茂時、北条相模守守時の名でこの譲渡を認めている。万寿丸は朽木時経の子義氏の子にあたり、初めは頼氏、のちの経氏である。元弘二年（一二三二）一〇月二二日、朽木時経は右の「御くたしふミ」と手継証文を添えて万寿丸に譲渡されたことの請取状を記している（甲一〇）。万寿丸は、平清盛の弟、池大納言平頼盛の七代後裔にあたる河内次郎頼盛の猶子となり、のちに朽木の惣領家を繼いでいる。万寿丸に譲渡された所領に添付された手継証文は、『朽木古文書』のうちで最古のものである。この在田庄のうち上庄満願寺村地頭職は、嘉曆三年（一二三二）八月二十五日の河内前司入道（池保美）にたいして播磨国在田道山莊預所職が安堵されている（甲一〇）が、この安堵状が『朽木古文書』の元徳二年以前のものの中に多数残存している。この在田庄のうち上庄満願寺村地頭職は、嘉曆三年（一二三二）六月一日、平宗度から子頼盛に譲られている（甲一〇）。元徳二年の頼盛の万寿丸へ譲渡した所領目録から脱落してはいるが、元弘二年の朽木時経請取状には、「いふとのより、たんこ・はりま□つし□□の御ゆつりしやう」とあるから、元徳二年の譲渡以後に、在田上庄が万寿丸に譲られたとしてよいであろう。

宇多源氏 佐々木庶流 柄木氏略系図 (『寛政重修諸家譜』卷四一五より作成)



これらの所領とともに、見落としてはならないのが、近江国高島郡安主名・後一条地頭職である。

正応五年（一二九二）一〇月二十四日、「あまめうご」らが、安主名・後一条地頭職を「てはの三郎さゑもん」に譲渡した（甲九）。この譲状によると、この両地頭職は先に四郎左衛門行綱に譲られたのであるが、行綱が父四郎左衛門入道（泰信）に背いたため、あらためて泰信の弟頼綱の子出羽三郎左衛門尉頼信に譲られたのである。頼信は横山氏を称して義綱の兄にあたる。永仁二年（一二九四）二月五日の幕府の頼信に宛てた安堵下知状（甲五）に「任伯母尼妙語正応五年十月廿四日譲状、可令領掌」とあって、譲り主尼妙語は泰信の妻で、頼信からは伯母

朽木氏領主制の展開（仲村）

にあたることがわかる。ここでは、高島郡一帯に蟠踞した佐々木氏の分流のいわゆる高島七頭のうち、高島氏の所領の一部が朽木氏の分流に編入されていくことが判明する。この安主名・後一条地頭職は「すきもと」から頼信宛の永仁四年（一二九六）七月四日付書状（乙二〇）によると、譲与をめぐって行綱との悶着もあるが、八年後の嘉元二年（一二〇四）八月五日、頼信はこの両地頭職を女子愛寿御前に譲っている（甲九）。ことからすると、この間頼信は地頭職を確保しているとしてよいであろう。そして正慶元年（一二三三）八月三日、この両地頭職（四年前の元徳元年一〇月八日の道定のあいす女＝愛寿御前への一期譲りの所領は、譲状に記されていないが、この両地頭職であることは明らかである。乙二〇）は道定なるものから養子乙寿丸に譲られた（乙二〇）のである。道定と愛寿御前との関係は父娘で、道定とは頼信の入道名であろう。愛寿御前に子息がなかったので、幼時より養子になっていた乙寿丸に譲ったのである。乙寿丸の「寿」の文字は、朽木氏の子弟の幼名に多いから、横山氏が惣領家朽木氏から養子を入れ、これに譲ったものと考えられ、乙寿丸とは、暦応二年（一二三九）九月一日の室町幕府の裁許下知状（甲八）によると、佐々木四郎右衛門尉行綱女子尼心阿と同出羽五郎義信とが和与しており、これから推すと朽木義信（のち時綱）に近い朽木氏の子弟ということができる。

また元弘二年（一二三二）三月二三日の忠行法印譲状（甲九）によると、忠行法印は丹波国蓮光寺領を佐々木出羽徳寿丸に「有外戚由緒之上、為師弟之間」という関係で譲与している。徳寿丸は義綱の子有信で、時綱の弟にあたる。

以上、鎌倉幕府が倒壊する元弘三年（一二三三）以前の朽木氏の所領の集中情況をみてきたわけであるが、承久の乱の歎功で信綱が朽木庄地頭職を拝領して以来、頼綱・頼信・義綱・時綱・有信・義信・経氏と世代でいえ

ば四代の間に多くの所領を集積したのであった。

これらの所領のうち、支配の中核となるのは朽木庄をはじめとする近江国高島郡所在の所領であることはいうまでもない。いざにこれらの所領を基盤とする朽木氏が、建武中興から南北朝の内乱期にいかなる政治行動をとるかに焦点をあてて追求したい。

(1) 枯木・葛川の堺相論は一四世紀末の康応元年から応永三年にかけて再発している。明徳元年(一三九〇)六月一日に足利義満は守護宛に裁決の御教書を下している(『葛川明王院所蔵史料』一六二)が、その詳細は明らかではない。しかし、応永三年(一三九六)九月の青蓮院門跡雜掌目安案(前掲史料一六八)と一〇月五日の義満御教書(前掲史料一六九)によると、明徳年中、朽木氏綱が高島七頭の佐々木田中氏と共に、葛川右淵郷野堺田地を押領し、公方御教書が下るといつたんは遵行の書状を提出しながら、再度、右淵谷河南郷野田西畠の作毛刈取りに及んだということで、この相論も先回の文永・徳治・文保と同様、庄堺の右淵の争奪をめぐるものであることが判明する。これも惣村の展開と密接に関係する相論であると推測される。第三回の相論は、永正一二年(一五一五)から同一四年に至るもので、この相論は前二回のそれと異なり、葛川地下人の朽木郷や高島郡中ににおける板商売を、朽木地下人が妨害し板を押取するという事件である。この事件は朽木郷通路の妨害にたいする報復に、朽木地下人の流下する筏を葛川が止めたことで紛糾する。この筏は針畠川を下りるもので、安曇川本流に合流する葛川領域内の築山・梅ノ木辺で、葛川側が筏を扣留したものと推測される。同一四年一一月一二日朽木種広は葛川側の提訴にたいし、「百余材木者於郡中直令商売之、至板者朽木地下人行向葛川買取之商賣」(前掲史料八六八)と抗弁しているが、「朽木郷亦可金商売之旨被成書賣於葛川地下人等証」と葛川有利に幕府裁決がなされている。これは堺相論とは異なるが、この背景には地下人の材木なし加工品の商品化があることは否定できないであろう。

一 南北朝期の朽木氏

元弘三年(一三三三)五月、鎌倉幕府が滅亡した。その年の八月、佐々木出羽四郎兵衛尉時経は朽木庄地頭職を後醍醐天皇綸旨によって安堵された。この安堵が成立間もない中興政府の、武士対策の一環として行なわれたも

のであることは明らかである。翌建武元年（一三三四）四月五日、行忠なるものが近江国高島本庄安元名二反を朽木龜若（時綱、のち義信）に安堵している（甲五）が、行忠は世尊寺行忠で中興政府の役人であるから、この安堵も中興政府の新政策の一環として考慮されるべきである。なおこの安元名二反は、元徳三年（一三三一）五月二〇日、「御代官」某が治部法師の質物が流れて兵衛次郎の手に入つたことを確認し、年貢公事以下を沙汰するよう命じている[反と同一箇所である（甲五）と考えられ、兵衛次郎は龜若の父朽木時経と推定される。

このように中興政府の成立直後に朽木庄などの安堵をえた朽木氏は、もちろん、鎌倉幕府の打倒に加勢したのであった。建武元年（一三三四）九月二七日、後醍醐天皇の賀茂両社行幸にさいし、足利尊氏に従つて供奉の列に加わっている「帶刀廿一番」の交名の中に、佐々木備中前司時綱の名が見うけられる（乙二一）のは、幕府を打倒し中興政府を擁立する武士團として朽木氏が評価されていたことを物語るものである。

建武二年（一三三五）一〇月、足利尊氏が中興政府に反旗をひるがえすや、朽木氏は尊氏に同調した。翌三年正月一六日から一七日にかけて、新田義貞は足利尊氏・直義を京都に攻め、尊氏らはこれを法勝寺、三条河原辺に迎え撃ち、義貞軍を敗っているが、この戦いに朽木出羽四郎義氏が参加し、同月二八日、反撃にてた義貞に敗れ、丹波路を経て摂津兵庫に走っている尊氏を兵庫嶋まで供奉しており、義氏はこの忠勤にたいする認定を奉行所に要請して容れられている（甲一八）。以後、尊氏勢に加わった朽木氏は、同年四月、再挙上京した尊氏方の催促をうけ、八月五日、義氏の弟出羽五郎義信（時綱）が若狭に馳参することを約している（甲一八）。同月一七日、足利直義は出羽五郎義信に新田義貞らの誅伐のために、足利尾張式部大夫時家に従つて若狭国へ赴くよう再度の要請をしている（甲一）。この催促に応じて若狭国三方郡能登野に合戦し、同国遠敷郡矢田部坂西尾に転戦した義

信は、後証のための御判を九月一七日に申請している（甲一八）。同月二七日にいたって、直義は義信に宛て、今河掃部助に従つて近江凶徒を誅伐するよう要請している（甲一）。この間、八月晦日に義信は、朽木庄と広瀬庄の領家職を「為兵・糧所預進」むることを命じられている（甲五）。これは両庄の半済を幕府から保証されたことに他ならない。

翌建武四年（一三三七）四月一〇日、足利直義は義信にたいし、奥州の凶徒退治に家人をもつて度々軍忠をいたした功によつて、恩賞を沙汰しており（甲一），同年八月三日、直義は義信の甥で義氏の子にあたる佐々木出羽四郎兵衛尉経氏に、院宣による吉野の凶徒退治を催促している（甲一）。同五年（一三三八）閏七月に、頼氏（経氏）は本年正月一八日の美濃国黒盈への馳向、四月五日の相賀城合戦、四月晦日の荒地中山関の合戦、越前国金崎の合戦、七月一八日の高島郡横江浜での息嶋凶徒との合戦での軍忠を申請し、承認されている（甲一八）。この息嶋凶徒との一戦で頼氏自身も頭部に疵をおつたが、頼氏の従者も死傷している。この死傷者の交名は頼氏の武士団構成の一部分をのぞかせて いるので紹介しておこう。

討死、佐々木右兵衛三郎 辻兵衛太郎

手負、小笠原十郎五郎 多胡兵衛次郎 松井治部 日置彦七郎、中間一人

すなわち、佐々木右兵衛三郎のような同族、辻・小笠原のような異姓の家臣、姓名を呼ばれない中間などから、頼氏の武士団は構成されて いたのである。

なお、この軍忠の申請のなかで「奥州栗原一迫郷領代官板崎次郎左衛門尉為重」が度々抜群の軍忠を行つて、將軍家御教書と陸奥守の御教書を頂いて いる旨を述べているから、朽木氏はこの時点では栗原一迫郷支配を維持し

ていることが判明する（N110）であろう。

同年八月一六日、二七日、九月三日の三度にわたって近江守護佐々木道譽（高氏）は頼氏にたいし、永田四郎とともに高島郡の軍勢を引率して吉野、南都への発向を催促している（甲六）。また直義は一〇月一日、頼氏に南都警固を命じている（甲一一）。

暦応二年（一三三九）五月三日、直義は頼氏に越前金崎の凶徒退治のために馳向するよう催促している（甲一一）が、この催促状の中に「佐々木五郎并伊香・坂田郡地頭御家人等、同令発向畢」とあるのは、佐々木五郎＝義信と頼氏とが金崎出陣にさいして別行動をとっていると考えられるのであり、朽木氏武士団の中での叔父・甥間の分裂を推定させるものである。このような同族内部における対立は、南北朝期に顯著になつてくるようである。

暦応二年（一三三九）九月一一日の沙弥淨円・沙弥光円連署和与状（甲八）によると、佐々木四郎右衛門尉行綱女子尼心阿と出羽五郎義信とが高島本庄の安主職と後一条地頭職をめぐって争つたが、義信側から「為一族可有和与之由」を申出たため、後一条地頭職は義信、「案主職同名田」は心阿の領掌とする和与が成立した。両者の関係は義信の父時経と心阿とが二いところにある。この相論は和与によつて決着がつかず、同四年三月一七日、足利直義から先の和与状の遵守を下知されている（甲一一）。この下知状に引用された心阿の訴状によれば、建武四年（一三三七）正月二〇日、義信が論所に打入り乱妨狼藉をしたことが糾撻されており、両者の対立の深刻なことが判明する。心阿の家系は朽木氏ではなく、朽木氏など高島郡一帯の佐々木氏、いわゆる高島七頭の惣領的位置にある高島氏であった。これは朽木氏同族団そのものの解体ではないが、高島郡における佐々木氏の同族組織の分裂と対立の動向の中に、佐々木朽木氏内部の分裂と対立の兆がふくまれていることを見ることができる。

暦応四年（一三四一）正月二〇日、足利直義は出羽四郎兵衛尉経氏に宛て、大和国民西阿の誅伐のため佐々木貞氏に加勢するよう催促し（甲一）、九月十四日にも経氏にたいし、守護佐々木道譽（高氏）とともに伊勢の凶徒退治を催促している（甲一）。同年一〇月二八日、幕府は、佐分越前司棟貞が美濃国蜂屋庄内太田郷・鷹栖村大針郷を佐分加賀入道・掃部助入道・亀寿丸らによって押領されたことを訴えた事件について、経氏にたいし加賀入道らの押領を止めて起請させるよう命じている（甲一七）。朽木氏は近在諸国における幕府の所務執行を担当していたのである。

貞和三年（一三四七）八月九日、足利直義は経氏にたいし、南軍退治のため細川陸奥守顯氏への加勢を要請している（甲一）。観応二年（一三五二）八月十九日、足利直義⁽²⁾は経氏に尊氏誅伐を催促している（乙一六）。この年、以前から対立していた尊氏と直義が合戦におよび、両者の間で軍勢の争奪戦が展開された。六月二六日、経氏が尊氏から勲功の賞として備前国野田保地頭職を宛行されている（甲三）のは、尊氏の直義にたいする布石であろう。直義の軍勢催促に朽木経氏がいかなる態度をとったかはわからない。一〇月二七日、尊氏は出羽守経氏にたいし「參御方上者、於本領者、不可有相違」ることを約する催促状（甲三）を発しているのも、中興政府倒壊後ににおける直義と朽木氏との緊密な関係に楔を打ちこむものであった。

正年七年（一三五一）二月二六日、直義が鎌倉で死亡するまで、尊氏・直義両軍の戦場は関東を中心とする地域に移るが、恐らくこの間朽木氏は尊氏方に加勢していると思われる。観応三年（一三五二）閏二月、宮方との合体の和議が破れて足利義詮は七条大宮の戦で南軍に敗れ、近江へ敗走した。閏二月二三日、義詮は経氏に馳参を催促している（甲四）。経氏はこれに呼応して山城八幡の合戦で南軍を破り、六月二七日、その軍忠を賞されている

朽木氏領主制の展開（仲村）

(甲一)。文和元年(一三五二)一一月一〇日、義詮は経氏に再度河内国東条で南軍を攻めるよう催促している(甲一)。翌二年三月五日、義詮は経氏に山門警固を命じており(甲一)、文和三年(一三五四)閏一〇月経氏は、中国地方の南軍を討つために義詮とともに西下し(甲一八)、文和四年(一三五五)五月二〇日には高内山合戦の軍忠を賞され(甲一)、延文六年(一三六一)八月一九日にも甲賀郡の凶徒退治を催促されている(甲一)。

このように、中興政府倒壊直後は足利直義の麾下となつて行動し、尊氏・直義の内訌にさいしては尊氏方に加勢し、つゞに義詮の軍勢に編成されて播磨にまで転戦している朽木経氏は、時勢の動向を敏感に捉えて身を処すという行動様式を身につけている。

貞治二年(一三六三)六月三日、足利義詮は、佐々木出羽五郎氏綱(氏時)にたいし、曾祖父義綱の譲状と文和三年閏一〇月四日の亡父経氏の譲状に従つて、朽木庄以下の領知を安堵する御教書を発した(甲三)。経氏を亡父としているところから、経氏は延文六年(一三六一)八月からこの御教書が発せられるまでの一年一〇か月の間に死亡していることが判明する。この安堵御教書にあわせて「丹波国余呂保地頭職」が左衛門尉某から「久津木万寿丸」に譲渡されている。この「余呂保」は与保呂であるし、「久津木万寿丸」は経氏の子朽木氏綱である。左衛門尉はだれかわからない。貞和四年(一三四八)六月に経氏が与保呂村吉光名を「大方殿」の追善のために阿弥陀寺に寄進しているが(甲一)、「大方殿」は経氏が幼時猶子となつていた養父平顕盛か、顕盛の家系池殿に連なるものであろう。経氏は与保呂村地頭職を顕盛から譲られたのであるから、この所領の一部を追善のために寄進したと解釈するのが自然であろう。

このように経氏は顕盛の譲渡以来与保呂村を領知したのであるが、以後一時朽木氏外に伝領されていたと思わ

れる。朽木を「久津木」と書いたり、与保呂を「余呂保」とするのは、朽木氏と距離があり、与保呂の下地支配から遊離しているものと考えられ、ここから左衛門尉某は、池殿かその縁者で、何かの事情で朽木氏より領知を移転させていたものと推定される。したがって、貞治二年（一三六三）一一月一八日、左衛門尉某よりの万寿丸への譲渡は（甲五）、義詮の安堵御教書の「任被仰下之旨」せて、元の朽木氏に返却されたと考えるべきではなかろうか。そして朽木氏の与保呂支配は直ちに実行されたらしく、一〇日後の一二月八日、与保呂保一方分国衛年貢一二五貫のうち、一四貫四文を「くわきはうの弁」として「大光ゑんちおん」が請取状を出している（乙一五）。

応安元年（一三六八）八月一八日、朽木三郎氏秀（経氏の子で氏綱の兄）は、沙弥某から高島郡後一条地頭職を安堵され（甲五）、同五年一〇月一七日、氏綱は兄氏秀に越中国岡成両名地頭職を譲っている（甲九）から、この時点において、惣領を氏綱が占めていることが判明する。なお応安四年（一三七一）一〇月一日、細川頼之から南軍四条隆俊らの退治を催促されている佐々木出羽二郎（甲六）は出羽三郎の誤記であると思われ、氏秀のことであると考えたい。氏秀は永和二年（一三七六）正月二三日、出羽守補任の口宣案をうけ（甲一）、五月二六日に足利義満から安主名・後一條地頭職を安堵されている（乙一〇）。この安堵について、朽木氏内部で多少異論があつたらしく、氏秀（氏季となつていてるが誤記である）の訴えで、再度細川頼之が先の義満の安堵に従つて氏秀に沙汰し付けるよう奉書を下している（甲五）。思うに、これは氏綱と氏秀の対立であると推定される。応安五年に氏綱が兄氏秀に越中岡成両名地頭職を譲つたことは先にみたが、永和三年（一三七七）八月二二日、足利義満が氏秀に、舍弟五郎氏綱の避状に任せて朽木庄の南西に接する針畠の領知を安堵している（甲三・乙二三）が、岡成名や針畠の譲渡から、氏綱が朽木氏の惣領であることは明らかである。同年一二月二一日、足利義満は出羽守氏秀と称弥陀

院雜掌との高島本庄内安主名をめぐる相論について、氏秀の領掌を安堵した（甲一）。先述のように、この相論は三六年前の暦応四年（一三四一）に佐々木行綱女子心阿と出羽五郎義信との間に和解が成立し、心阿は安主名、義信は後一条地頭職の領掌を足利直義によつて裁可されたものであつたが、心阿は行綱の女子であるものの義絶されたのであって、相伝領掌の資格を失ない、したがつて心阿が寄進して成立した称弥陀院の知行は無効である」とを訴えて奏功したのであつた。氏秀は大叔父の義信から伝領されていることを主張しているのである。

一四世紀後半、出羽四郎兵衛尉經氏亡きあと、朽木氏は、五郎氏綱が惣領的存在として兄出羽守氏秀と対立しながらも、それは顯著なかたちであらわれてはいらない。

康応元年（一三八九）一〇月二七日、足利義満は朽木氏綱に近江国本領の領知を安堵している（甲三、乙二〇）。

これは永和二年の氏秀にたいする安主名・後一条地頭職の領掌安堵に関連して行なわれたものであることは明らかである。氏綱は近江国本領のほかに丹後国与保呂村地頭職をもつており、その經營状態も後述のことくある程度跡付けうるが、同年一〇月二九日、地頭職三分一を養子毗沙王丸に譲与している（甲一八）。しかし押領に遭遇したとみえて同年一二月二十五日、幕府は丹後守護山名播磨守満幸に宛て、氏綱の申請にしたがつて押領人を退去せしめるよう命じている（乙二〇）。

以上、鎌倉幕府の倒壊以後、南北朝の内乱の過程における朽木氏の行動を足利氏との関係を中心に見てきたわけであるが、『朽木古文書』のうちでこの時代の文書のほとんどが、右に述べたような催促状・軍忠状と安堵状である。これらの催促状・軍忠状・安堵状は相互に密接な関係を有しているのであつて、この三種の文書は、内乱期の尊氏・直義、および室町幕府の施策を具現するものであると同時に、朽木氏にとつては、混沌たる社会情

勢を適確に把握し、鎌倉幕府の打倒に加勢し、中興政府成立時には足利尊氏の陣営に加わり、尊氏の西走時の行動は不明ながら、中興政府瓦解後は足利直義の所管に属して畿内周辺に転戦し、そして、尊氏・直義兄弟間の幕府諸策をめぐる対決が表面化すると尊氏側に加担し、一四世紀末期の南北朝の合一にいたるまで、義詮、義満の管下にあることを示すものである。

鎌倉後期における得宗被官狩野氏との婚姻関係に典型的にあらわされているように、朽木氏は近江佐々木氏の有力分派として鎌倉はもちろん京都にとっても重要視される存在であった。それは朽木氏の近江における本領の位置が、若狭を通じて北国と連なり、北国の諸物資搬送の幹線ルートにあったことと関連するであろう。換言すれば、軍事的にも経済的にも、北国への喉嚨ともいいくべき地域である。それだけに、京都を中心とする戦乱は朽木氏を引き込まざるをえなくなるのであるが、このような歴史的・地理的条件下において朽木氏はその政治的感覺をいつそう鋭敏に研ぎすましていったのであって、南北朝内乱期における朽木氏には畿内中小武士団の典型的な行動様式がみられるのはこのためである。

- (1) 『公卿補任』延文三年の項に、「従三位 世尊寺藤行忠 十一月十四日叙。故正四位下有能朝臣男」とある。
(2) この催促状は、直義の花押を尊氏のものと誤って端書に「尊氏公御判物」としている。

三 鎌倉・南北朝期の所領

先に鎌倉・南北朝期における朽木氏の所領の伝領関係と、その政治行動を編年的に跡付けてきたわけであるが、ここでは、その期間の所領の内容を若干詳細に検討することにしたい。検討に先だって朽木氏の所領の一覽を供

しておきたい。

第1表 鎌倉・南北朝期の朽木氏所領一覧表

所 領	編 入	經 過	出 典	文書 番号
陸奥國栗原郡一迫内板崎郷地 頭職 美作國布勢庄三十貫文	狩野甲斐守為時、四女佐々木御前（義綱母） へ譲る		文永2・9・23 沙弥為蓮譲状	甲九
近江国高島郡朽木庄地頭職	佐々木近江守信綱承久の勳功として拝領	弘安10・2・28 源頼綱譲状案	甲一二	
常陸国本木郷	佐々木左衛門尉頼綱弘安の勳功として拝領	〃	〃	〃
丹後國倉橋郷内与保呂村地頭 職 近江国高島郡高島本庄内 安主名・後一条地頭職	尼妙語 出羽三郎左衛門頼信に譲る	正応5・10・24 尼妙語譲状	甲九	
丹後國倉橋郷甘繩魚町東類地 武藏國比企郡石坂村 安房國葛原村	平顯盛、猶子万寿丸（朽木経氏）へ譲る	元徳2・9・22 平顯盛譲状	甲一〇	
丹波国蓮興寺領	法印忠行、外戚由緒・師弟関係により譲る	元弘2・3・23 法印忠行譲状	甲九	
越中国岡成名 播磨国在田上庄満願寺村 地頭職	佐々木義綱、足利尾張三郎宗家跡を譲り人 召捕の賞として嘉元2・12・2拝領す	正慶元・9・23 状案 鎌倉裁許下知	甲一二	
近江国高島郡高島本庄内 安元名内古天神二反	池殿（平顯盛）、万寿丸（朽木経氏）へ譲 る	元弘2・10・22 時経請取状	甲一〇	
近江国高島郡広瀬庄 領家職	行忠（中興政権）、亀若（朽木義信）に安 堵す	建武元・4・5 行忠奉書	甲五	沙弥某宛行状
預進む 朽木出羽四郎義氏に兵糧所として			甲五	
建武3・8・晦 沙弥某宛行状			甲五	

備前国野田保地頭職	足利尊氏、朽木出羽四郎兵衛尉経氏に勲功 として宛行す	觀応2・6・26	足利尊氏御判
近江国高島郡朽木庄内針畠	足利義満、佐々木出羽守氏秀に、舍弟第五郎 氏綱の避状に任せて安堵す	永和3・8・22	足利義満御判

『朽木古文書』のうちで、鎌倉・南北朝期の朽木氏所領の注文類には、(1)貞応元年(一一一)七月二三日の播磨国在田上下庄田畠所当注文(甲一〇)、(2)延慶四年(一一一)一月日の高島郡押戸庄田数帳(乙五一)、(3)觀応三年(一一五)一〇月一八日の福田村田地目録(乙五一)、(4)康暦二年(一一八〇)一一月二七日の与保呂村御年貢米結解状(乙五一)、(5)永徳三年(一一八三)一二月日の与保呂村年貢注進状(乙五一)がある。しかし、このうち(1)は池大納言頼盛の子河内守保業が承久の乱後に北条義時から安堵された時点のものであり、この保業から六代の後裔が朽木万寿丸経氏にあたり、経氏は元徳~元弘年間に養父頼盛から在田上庄満願寺村地頭職を譲与されていると推定されるから、貞応元年の所当注文は池殿から朽木氏への所領譲与のさいの手継支証(原本)であるとしてよい。したがって、貞応元年から一世紀余を経過している元徳~元弘年間の朽木氏の所領在田庄を、貞応元年の所当注文で見ることは無理であるが、この注文以外に所領を一見するに足る史料は皆無なので、あえて紹介しておきたい。

注文によると、田の所當米は上庄分三三四石三斗九升六合、下庄分七三六石四斗三升二合四勺の計一〇七〇石八斗二升八合四勺で、このうち庄園領主の「寺家」に年貢米として一九二石四斗八合が納入され、残米八七八石四斗二升四勺から天王寺引米などが控除され、京都の池殿に運上されるのは三四八石四斗二升四勺である。また

畠所当は上庄分として麦二九石八斗四升、大豆八石八斗、胡麻六石四斗、下庄分は麦二六石五斗、胡麻二石九斗の計麦五六石三斗、大豆八石八斗、胡麻九石三斗であり、うち麦二〇石、胡麻九石三斗を油と交易し、残りが池殿の支配するところとなっている。

以上紹介した在田上下庄所当のうち、朽木経氏に譲与されたのは上庄の満願寺村地頭職であるが、その得分は明らかではない。

(2)は藤原義定なるものが、延慶四年（一三一）二月に作成した田数帳であるが、どこのものか不明である。しかし、神田・寺田・御佃分・人給分・百姓分の記載のうち、寺田として延命寺分が三町六反四〇歩とされている。この延命寺は高島郡拝戸村字宮ノ西に所在する曹洞宗永平寺末寺であるところから、この田数帳は拝戸庄のものとしてよいであろう。だが延慶四年の時点において朽木氏の所領であったことはできず、寛正頃から朽木氏が拝戸庄の名主職を大量に集積し、恐らく代官職までも獲得するにいたるので、その代官職の獲得にあたって、延慶の田数帳が朽木氏の手元に移動したものと推定される。したがって、拝戸庄は延慶年間には朽木氏の所領ではないが、その規模と内容を若干指摘するにとどめておきたい。

拝戸庄は田数が五四町一反小三〇歩で、うち四社の神田一町大、寺田として延命寺分三町六反四〇歩が僧侶分などに配分され、御佃分一町二反半、人給分として一二人に二反から三町一反大まで、合わせて二〇町四反一八〇歩が配分されている。残りの約一九町が百姓分で、二七人の百姓が一、三の例外を除いてほぼ一町余の均等地積の田地の貢納責任を負つており、拝戸庄の田数の半分は均等名で構成されていると考えられる。そしてこれらの均等名は

一丁大内 大そう

くわうしん

一丁六十分内 六十分そう

やい三郎入道

一丁二反四十分内 二反四十分そう 六郎二郎

というように、一町を超過する端数が「そう」＝惣の費用を負担するものとされているのは注目に値する。

(3)の福田村田地目録については不分明な点がある。この目録は公文助國が作成したもので、福田村の田地は今井名八反、上白屋名八反、兼杖名七反三〇〇歩、遠敷名八反、下白屋名八反、下中安名八反、窪名八反、半名八反、能家下名八反の計七町一反三〇〇歩（帳簿では七町九反七歩とある）で、たとえば遠敷名についての記載は、

神畠二反

遠敷名八段内

宝阿弥

定田六反 一石八斗内
才四斗五升

一石三斗五升

という形式で記され、各名はほぼ八反の均等名の中に一反ないし三反の神田畠を有し、定田地積とその分米、分米のうち損分と得分を書上げている。したがって福田村の名構成はいちおう理解できるのであるが、福田村の所在については、遠敷名の地名は明らかに朽木庄針畠の西北に接する若狭国遠敷であるし、能家下名は針畠九か村のひとつ、白屋名は針畠の庄屋であろうから、他の名の所在は不明ながら江若国境の名田と考えることができるが、この名田の存在するところを福田村としている点は依然として疑問が残る。福田村を「針畠」村の誤記とすればこの疑問は氷解する。しかし、若狭の遠敷名を「針畠」に入れている点は不分明である。ところが、現朽木

村在住の朽木義綱氏の所蔵文書の天文二三年（一五五四）五月吉日の針畠田地注文によると、上白屋名など一四名が書上げられており、福田村田地目録と照合すると双方にある名はつきの六名である。

名	田名	福田村田地目録の地積	針畠田地注文の地積
今	井	八	五反十歩
上	白屋	八	七反百六十歩
下	白屋	八	五反二百九十步
中	安屋	八	五反
能	名家	八	七反三十歩
家	下名	八	※※
	反	反	壱町一反五十歩

※※ この五反は下中寄名である。
※※ この七八三十分は「くぼう名」とある。

そして、福田村田地目録にのみある名は、揃杖名、遠敷名、半名の三名で、針畠田地注文にのみある名は、田中名、山本名、小入名、上中寄名、清権守名、下司名、公文名、能家上名の八名である。この名数の差について時代の差が約二〇〇年あるから没落、興隆が当然考えられるとしても、若干の名は若狭にまたがっているとせねばならないだろうが、大部分の名の所在は針畠にあり、ここでは、いちおう福田村を針畠村の誤記というようにお考えておきたい。

この福田村を「針畠」とする場合、永和三年（一三七七）八月一二日、朽木氏秀が足利義満から針畠の領掌を安堵されている（甲三、乙三）から、觀応の田地目録が作成された時点において、すでに朽木氏が地頭職をもつ

ていたことは容易に推定されるので、全体としては疑問が残るが、いまのところ以上のように考えておきたい。

以上紹介した(1)(2)(3)にたいして、(4)(5)の丹後国倉橋庄与保呂村の年貢関係帳簿は、貞治三年（一三六三）一月に朽木万寿丸（氏綱）が地頭職を譲渡している（甲五）から、確実に朽木氏の支配下において作成されたものであり、支配の実態をある程度うかがうことができる。

まず(4)は康暦二年（一三八〇）分の年貢米の結解を同年末の一月二七日に終えたものである。いま部分的に紹介すればつきのようになる。

与保呂村御年貢米結解状
合 康暦武季分
兵衛さ衛門 兵衛次郎給分
四石八斗七升六合九勺 貞行名
四石八斗九升六合 貞久名
九斗七升四合 。 二郎丸
一石一斗二勺 。 秋光名
一斗八升一合八勺 。 孝月
一石七斗八升五合
二斗四升四合

今末名
兼丈（名以下同じ）

朽木氏領主制の展開（仲村）

一斗三升二合七勺	沢藤、
二石二斗九升八合 <small>（珠滑ノタメヨメズ）</small>	正久、
一斗三升三合	恒任、
五升五合三勺	俊岡、
以上十六石六斗七升六合九勺	代錢十三貫九百文
一秋地子御結解状	
合	
八田 平野給分	貞行名
二石九斗四升四合	貞久名
五石八斗一升八合	
(中略)	
一麦地子	
八田 平野給分	貞行名
二石二斗一升五合五勺	貞久名
一石二斗七升四合	
(中略)	

以上十四石四斗九升六合七勺

代錢七貫二百四十九文

一上用

八田 平野給分

二貫八十五文

貞行名

五百八十文

。二郎丸

(中略)

御代官給

三百三十文

正仲、

五百文

由里恒分

以上五貫五百三十七文

一夫實夏冬分

八田 平野給分

貞行名

六百六文

今末、

(中略)

御代官給

百三十四文

正仲、

以上一貫七百二十文

惣都合二十八貫四百六文

一進上分

二百文

葛粉
くすのこ
か

八十文

焙燒紙
ほいろかみ

五十文

かみ五月一そく
（絶）
つむき一

一貫七百五十文

かみ二束十月三日
御うゑより

百四十文

いと十月三日
御うゑより

一貫四百文

御きぬ

一貫三百文

新殿へ

百二十文

かみ二束十一月十四日

百三十文

紙二束六月廿五日

百五十文

紙三束十二月廿五日

一貫文

貞行上錢

一貫文

六月廿五日進上申

七百文

五月五日 御節供
新殿多も進上

一貫二百文

国依殿一こんの分
(献)

二貫五百文

一貫文ハ(鹿毛)かけの御馬代を
さた仕候 つきけの御馬代

五十文

右馬二郎の草足
(鹿毛)

五十文

弥八の草足
(鹿毛)

十一貫文

八田殿 桜殿 平野殿
御恩

一貫四百五十文

小麦二斗御うゑへ

百文

符中へ爪原礼

正鉢候、一宮反錢かれこれニ
七度

二百四十文

新殿へも進上
八月一日燒米代

五百八十文

九月十日同廿五日御まつり

九百三十文

あたち殿(カ)
阿立殿にもつたらす候ふん

以上三十六貫六百四十五文

残一貫七百五十八文 地下未進

右結解状如此、

康暦武季十二月廿七日 勘定

この結解状によると、朽木氏の与保呂村支配の単位は、貞行・貞久・秋光・孝(教)月・今末・兼丈・沢藤・正久・恒任・俊岡・正仲・久光の一(二)の名と、二郎丸・由里恒分という名を称しない二つの賦課単位から構成されていることが判明する。二郎丸も名を称しないだけで実質的には名と同様に処理されているようであり、由里恒分はこの地方の字名に多い「由里」を冠しているから、いわおう名と同様に考えててもよいであろう。

この結解状でまず注目すべきは給分が設定されていることである。すなわち、兵衛さ衛門、兵衛次郎の二人の給分として貞行名の四石八斗七升六合九勺、八田・平野給分として秋地子の結解から貞行名の二石九斗四升四合、麦地子からは貞行名の一石二斗一升五合五勺、上用分からは貞行名の二貫八五文、夫賃夏冬分から貞行名の六〇六文が支給され、また代官給として上用から正仲名の三三〇文、夫賃夏冬分から正仲名の一三四文が支給されている。

以上のことから、貞行名と正仲名は朽木氏の在地支配のために派遣された代官・家臣の給名であることがわかる。いま貞行名の負担を合計すれば、米九石三升六合四勺、錢二貫六九一文であり、正仲名は錢のみ四六四文である。なお給名以外の貞久名をみると、米一石九斗八升七合、錢一八〇文を負っている。

代官と目される兵衛さ衛門・兵衛次郎・八田・平野は、前二者が名のみ記されるのにたいし、後二者は姓で呼ばれ、進上分(支出分)には「八田殿」「平野殿」と殿身分を呼称されている。進上分には桜殿、飯田殿、阿立殿、國依殿の名がみられる。なお新殿は朽木氏一族であろうから、これを除くと、一四世紀末に朽木氏の所領で

給名を宛てられているものに、名で呼ばれるものと殿身分のものの二類型の家臣の存在が確認されことになり、このうち八田氏と飯田氏は、後述のように朽木氏の有力家臣として中世末期まで存在が確認されている。

さて与保呂村年貢の総計二八貫四〇六文の支出（進上分）は、朽木氏の所領經營全体の中でいかなる比率を占めているか不明ながら、經營の実態の一面をうかがうにたるものとして注目されよう。すなわち、地頭朽木氏の日常必需品である紙・糸・紬・絹や、馬の購入費、祭など年中行事費用、家臣団への金品支給、中間と推定される右馬二郎・弥八への草履料、新殿への給与などである。この中で殿身分の家臣にたいする支出が、支出全体の二六貫六四五文のうち半以上の一四貫五八〇文を占めていることは、一四世紀後半における朽木氏の領主制のひとつ特徴として指摘しておかねばならない。

(5)の永徳三年（一三八三）一二月日の第秀が作成した与保呂村年貢注進は、(4)の結解状と書式を異にするが、結解状と同様に收支決算の帳簿である。まず夫賃として今末など四名^{みよつ}が合わせて二一六文、上錢として今末など六名が一貫一六四文、大麦・小麦代錢として貞久など四名が一貫文、所當米代錢として貞久など七名が七貫八三文、秋地子代錢として貞久など五名の三貫二八八文（うち五〇〇文損免）、総計一三貫四七八文（実数二貫七五一文）で、立用分（支出）としては、国依方一献料、国依の下向費用、大般若祈禱料、上さい弁分、五月五日節供、七月七日御酒、八月一日御酒、田樂酒、大裏上進物、桜井御恩、殿原三人の旅費用など一七貫三七七文が計上され、四貫一七三文が過上（赤字）分とされており、この注進状は(4)の結解状などの一部を注進したものと推定されるが、收支の内容においては大差がない。「殿原三人」とは(4)の八田・平野・飯田・桜・国依・阿立などの殿身分の家臣を指していることは明らかである。

以上、鎌倉・南北朝期における朽木氏の所領を一見し、なおこの段階の所領目録・注文から所領内容について若干の考察を試みたわけであるが、先に指摘したように、取上げた所領のすべてが確實に朽木氏の支配下にあったということはできず、わずかに与保呂村の地頭職の收支についてふれるにとどまつたが、それにしても朽木氏の所領支配のあり方が部分的であれ、うかがえたのではないかと思う。

ひざに南北朝合一から応仁・文明の乱にいたる朽木氏の動向と、その所領のあり方を見てゆきたい。

(1) 富山大学の楠瀬勝氏の教示によると、岡成名の所在した現在の富山県新潟市には朽木姓を名乗る家が数軒あり、これは一四世紀前期の朽木義綱の岡成名支配に起因するのではないかということであった。現地における今後の調査を期待したい。

四 室町前期の朽木氏と所領

ここでは南北朝の合体がなった直後の応永年間から応仁の乱までの約七〇年間の朽木氏の動向と、朽木氏がとにかく一五世紀半の長禄年間以降、朽木庄を中心として高島郡の庄園村落で土地集積（加地子名主職）を精力的に行なう様子を見てゆきたい。『朽木古文書』を編年的に眺めてゆくと、鎌倉・南北朝期と室町前期と史料の性格が決定的に異なつてくる。それは後者の段階で、売券、出舉米借用状が圧倒的に増加することである。これは史料の残り方が偶然にこのようになったのではなく、朽木氏の領主制の展開に大きな質的変化が惹起していることを意味するのであって、その意味で前代の朽木氏の動向とはいちおう画期をつけて考察することにした。

まず室町前期の朽木氏の所領と伝領関係をみておきたい。

応永二三年（一三九六）六月二六日、朽木左衛門尉氏綱は父出羽前司經氏の譲状を添えて、朽木庄・同針畠村、

池顯盛から譲与された所領と、先に田中七郎に譲った朽木庄内柄生郷を、七郎の一期ののちは知行すべきことを書添えて、嫡子五郎（能綱）に譲与した（甲一八）。田中七郎とは恐らく佐々木一族の高島七頭のひとつで、朽木より東の阿弥陀山を越えた田中郷に本拠をもつ田中氏であろう。この譲状は、朽木庄の一部が高島佐々木氏内部で調整されて支配が行なわれていることを示すものである。同一四年（一四〇七）六月二四日、妙林なるものが能綱に朽木庄内針畠、後一条、安主名、相町の四か所を譲与している（甲九）。この妙林は応永二三年（一四一六）一〇月一五日の佐々木朽木出羽守能綱言上状（甲一八）によると、「右近江国高島郡内後一条地頭職者、伯父妙林依為重代相伝之地、譲与能綱畢」とあるところから、妙林は能綱にとっては父経氏の兄であることが判明する。なおこの言上状は、後一条地頭職が、「妙林方御被官人大智院」に押領され、また丹後の与保呂村が山名播磨守に押領され、明徳の乱時にも守護被官人に押領されて以来、事態が好転しておらず、この点を幕府に訴えているものであるが、与保呂村のような遠隔地はともかく、膝下の後一条までも押領の危機に瀕する事態は、朽木氏にとって深刻な事態であったと思われる。この言上状から一五年後の永享三年（一四三一）一月に、出羽守能綱は五郎左衛門尉時綱に所領を譲与している（甲九）が、右に述べた深刻な事態がこの譲状に浮彫りにされているので紹介しておこう。

譲与 所領事

(一)	所	近江国朽木庄事
一所	同国針畠村	不知行
一所	同国後一条	不知行

一所 同国案主名 不知行

一所 丹後国倉橋庄内与保呂村 不知行

右所領者、相副代々御判・相伝之譲状等、朽木五郎左衛門尉時綱仁永讓与処也、但於舍弟共者、無向背之儀者、可加扶持、至子々孫々、無他妨、可令領知、仍譲状如件、

永享參年二月 日

出羽守能綱（花押）

右の譲状によると、能綱が伯父妙林から後一条・与保呂村を譲られた事態よりなおいつそう深刻で、「不知行」の注記が示すように、本領の朽木庄を除いては、知行を全うしえない状況が出現しているのであった。このような事態のなかで、享徳二年（一四五三）一二月二七日の足利義政御教書案（甲五、乙二〇）によると、先の和州の陣（永享一〇年八月の多武峰攻めと推定される）のさい、朽木氏の留守宅が炎上し、「朽木庄并不知行所々文書」が紛失し、守護佐々木近江守の証状をえて、相違あるべからざる」とが執達されている。翌同三年四月にも時綱の子朽木信濃守高親（貞高）が幕府にたいし、先祖代々の勲功をあげて不知行所からの押領人追放の下文を要請し（甲一八）、康正二年（一四五六）三月にもほぼ同文の要請を幕府に行なっている（乙一一）。以上のことから、一五世紀半においては、朽木氏は自力で維持することができないほど所領の押領が進行していたことを右の一連の史料は語つているのである。

この間の朽木氏の政治行動はあまり明確ではないが、嘉吉元年（一四五一）一一月三日、一色義賢の残党を若狭小浜城に攻める戦いに、武田信賢・吉川経信等に加勢するよう幕府が朽木満若（貞高）に催促しており（甲六）、文安三年（一四五六）三月二七日、幕府は朽木弥五郎（貞高）に富樫次郎と本将以下の討伐を命じており（甲六）、

享徳三年（一四五四）一二月七日にも、幕府は若州で蜂起した浪人の鎮圧のために朽木信濃守（貞高）に出陣を催促している（甲六）。

このように近江から近距離の地点における戦乱については、朽木氏はその軍事力を幕府に買われて、その都度出陣の催促をうけており、また寛正六年（一四五五）一二月二二日行幸供奉帶刀の役を命じられている（甲六）のであるが、この軍事力や権威をもってしても、所領支配がいかに困難であったかがわかるであろう。幕府の朽木氏にたいする期待はその軍事力ばかりではなく、経済力にもあったのである。この点については後であらためて述べることにするが、一例のみをあげると、幕府は宝徳元年（一四四九）一二月二六日に佐々木朽木殿に宛てて、「朝夕五郎次郎国継衣料」五貫文の沙汰を命じている（甲六）。また長禄二年（一四五八）三月五日、足利義政が朽木信濃守貞高にたいし、当知行の旨に任せて朽木庄の領掌を安堵して（甲三、N110）二年後の同四年一二月一四日に、同庄を一〇〇貫文の料所と指定し、下地は貞高に領掌せしめている（甲三、N110）のは、そのよい例であろう。この料所指定は七年後の応仁元年（一四六七）一二月一七日にいちおう解除されている（N110・111）が、指定通りとすると七〇〇貫文の賦課を朽木庄は負ったことになる。もちろん朽木氏がそのまま貢納したとは到底考えられない。しかし、割引いて考えても、この負担は朽木氏にとって重課であることは間違いない。

以上のように、不知行地の増大、幕府からの軍役その他の賦課の増大のなかで、朽木氏がこれに耐え、自己の領主支配を曲がりなりにも貫徹しうる方策はなにか。一五世紀半の朽木氏はこの難問題をいかにして克服するかを考慮していたに相違ない。具体的に明らかにしえないが、朽木氏がこれらの負担を直接的に農民に転嫁できるような情勢には、もはや朽木庄はおかれていなかつたと推定される。したがつて、朽木氏はまず朽木庄を幕府料所

朽木氏領主制の展開（仲村）

の指定から解除する要求を出したと推定される。折も折、寛正四年（一四六三）六月三日、畠山右馬頭政純が和泉国木嶋郡麻生庄内で一〇〇貫文の米錢を指出しことのできる馬場村・大河村の二か村を、「今夏（寛正四年）紀州出陣事、被仰出、計会過法候間、本領不知行在所共、以奉行、種々雖歎申、不及御裁許候之条出立、旁迷惑被遊候之間」三〇〇貫文で佐々木朽木信濃守貞高に売却したのである（乾乙五、坤乙四八）。注目すべきは右の文言に統いて「仍彼在所（馬場村・大内村）為朽木郷替地、御料所仁可有御進上由承、売渡申上者、菟モ角モ可為御計候」とあって、朽木氏は朽木庄の御料所を和泉国麻生庄馬場村・大河村に振替えようとしていることが明らかになる。両村の得分は一〇〇貫文であるから、御料所の賦課額に一致する。しかし、翌寛正五年（一四六四）一二月一五日の朽木弥五郎（貞高）宛の畠山政純の証状（乾乙六）によると、先に売却した二か村について、代物三万疋と利子五文子を来秋に麻生郷の年貢で支払うから、そのさいにかの在所を返却されたいと申入れているのであって、このことから推測すると、朽木庄は従来のまま御料所とされていていたかも知れない。しかし、朽木庄が御料所に指定されたことによる混乱を他方に向けるという効果をもたらしたことは否定できないであろう。では麻生庄二か村の購入費用三〇〇貫文の捻出が問題になるが、それには一五世紀の前半頃から行なわれる朽木氏の出掌米政策で蓄積された錢貨が充当されたものとするのが妥当であろう。この点についてはつぎに詳述するが、朽木氏の強い要請があつてか、応仁元年（一四六七）一二月一七日、幕府は朽木郷の御料所の指定を解き、これを朽木信濃守（貞高）に返付することにしている。したがって、翌二年正月六日に幕府奉行人飯尾之種が朽木信濃守宛に、一〇〇貫文の御料所料足の請取を出している（乙一五）のは応仁元年分と考えるべきである。そしてこの年の三月三〇日に足利義政は返却した朽木庄の知行を改めて貞高に安堵したのである（甲三、乙一〇）。

このような情況下で、朽木氏は本領朽木庄とその周辺の高島郡内の諸庄園でいかなる方策を打ち出したのであらうか。つぎにこの点についてふれておきたい。先にも若干述べておいたように、『朽木古文書』には一五世紀に入ると爆發的に売券、借米状、質流状が増大する。この現象は偶然ではなく、『朽木古文書』は領主朽木氏の所有する文書であることから、売券等が朽木氏に集中する諸要因が、かくあらしめたと考えねばなるまい。

まず売券には大別して二種類のものがある。それは朽木氏にたいする田畠の売却と、朽木氏が買得する田畠に添付された売券、すなわち手継証文である。いまその例を一、二あげておこう。

壳渡申 永地之事

合肆段大者 在江州高島郡広瀬南庄地頭方也、但此内參段半者奥院公方也、壳段小者南古賀地頭方仁染斗
年貢米可弁、此外諸役不可有之者也、

右件田地者、雖為太山寺奥院寺領、近年依不熟、寺領等失墜^(マ)之及間、年貢等無沙汰之間、為致其弁、古賀庄
舛能米拾捌石仁限永代、朽木殿仁壳渡申之處^司美正也、但本証文雖相副、依地類破裏、以新券文於去渡申候處
明白也、於此下地、尽未來際、更々不可有他妨者也、若又違目有者、以余下地可入立^(カ)給候、仍為後証、壳券
之狀如件、

寛正二年辛巳十二月日

太山寺奥院
経持高勝（花押）
知□

光地（花押）

これは（乾乙四）高島七か寺と称される郡内有力寺院のひとつ、延暦寺末寺の太山寺（朽木庄の東、阿弥陀山の東

朽木氏領主制の展開（仲村）

麓にあり、広瀬庄に属す。現安曇川町)が寺領の失墜を補うため、太山寺膝下の南古賀庄の地頭方に属する四反大的田地を朽木氏に古賀庄舛一八石で売却したものである。この売券の場合、宛名は「朽木殿」であることは明らかであるが、寛正二年(一四六一)三月日に朽木庄内岩神の道林^(門脱ガ)左衛^(風)太郎が大円庵東谷間上下二か所の「茶円」を米七斗で売却した先は「御屋形様」であつて(乙四)、これも朽木氏であることは明らかである。また同三年三月一日に針畠庄の能家淨薰が能家村上名内一反を二石七斗で「朽木洞昌寺」に売却し(乙五)、同年□月一八日にも能家村下名一反を二石二斗で「朽木洞昌寺」に売却している(乙五)が、この「朽木洞昌寺」は「洞聖寺」「かせ村のはうちやう」「洞昌寺」ともいわれて、一五世紀半以降、朽木庄ないしはその周辺の土地を買得している。この洞昌寺は現在朽木村岩瀬にある曹洞宗高巖山興聖寺で、江戸時代の寛政以前には柏村指月谷にあつたといわれている。これが岩瀬(岩神・穴瀬といふ中世村落が合^(ト)した地名)に移転したのは朽木氏の「岩神殿」の屋敷跡といふ。これが岩瀬(岩神・穴瀬といふ中世村落が合^(ト)した地名)に移転したのは朽木氏の「岩神殿」の屋敷跡といふ。能家氏の祖佐々木信綱の開基と伝えられる朽木氏の氏寺である。したがつて中世の「洞昌寺」は「朽木殿」「御屋形様」と同列におき、朽木氏の領主的經營の一環を分担するものとみてよいであろう。

右にみたように、売却の宛先が朽木氏であることが明確な売券のほかに、これら朽木氏に売却する田畠に付属する手続証文=売券・譲状がある。

(端裏書)
〔永地文書右馬三郎 応永卅四年十二月十七日

素珍(花押)」

壳渡永代畠事

合小廿四分者 北古賀下庄内屋敷常荒島なり、

東限衛門五郎島、限南細一御前之馬庭、西限道、北限素珍房島

右件島者、雖為馬三郎先祖相伝下地、依有用要、現米五石六斗仁(素珍)そらんの御房仁賣渡申候所実正なり、依有類地、新現文賣渡申候、子孫此下地（券）いらん煩を申物候ハ、公方ニうつたべ、さじくわにおこなハれ可申候、又天下一同之御徳せいと申とも、本にかへり候事、あるましく候、依為後日、永代賣券狀如件、

応永卅四年十一月十七日

馬三郎（花押）

これは（乾ニ一）素珍房が自己の島に南接する島小一四歩を馬三郎から買得したものであるが、永享一二年（一四四〇）三月八日に、この島を他の八筆の田島とともに、北古賀外二二石八斗で聚徳庵に賣却している（乾ニ一）。賣価と宛先は記されていないが、こ文安元年（一四五四）一二月一日に、聚徳庵は同島を賣却している（乾ニ一）。賣価と宛先は記されていないが、ここで朽木氏の知行下に移行したものと考えてよく、この賣券に右に掲げた馬三郎・素珍房の賣券が手繼証文として添付されていたとしてよいであろう。

つぎに借米状であるが、これもほぼ売券と期を一にして一五世紀の半から出現する。

（端表書）
「上辰
一石 岩神けんた馬」

かり申出奉米の事

合壱石者

右件米ハ、はうれいの加利分を、來十月中ニ可弁申候、質物ニハはたほこのひの口田壱反入おき申候、もし沙汰沙汰さたの儀候ハ、永代おさへめざるへく候、万一天下一同の御徳政候共、無沙汰の儀あるへからず候、仍為

後日、請状如件、

岩神右馬（略押）

飯田小五郎

文安五年□月十六日

この出舉米借用状（乙四九）は『朽木古文書』の中では早期のものであり、宛名はないが朽木氏である。この種の借用状には宛名はほとんど記されていない。右の借用状で注意すべきは、借主の岩神右馬の署判の奥に、これと並んで飯田小五郎の名が記されていることである。飯田氏は前節でみたように、朽木氏の有力被官人であるから、この借用状については、岩神右馬の借米を斡旋ないし保証したものと推察される。この推察が当つているとすれば、飯田氏は朽木氏の一族で朽木庄岩神村一帯の村落領主ではないかと思われる。なおこの口入人の問題については後節で詳述することになろう。

この出舉米の借用期限が過ぎた場合、債務者は改めて朽木氏に流質についての一札を提出しなければならない。いまその一例（乾乙六）を紹介して、問題点を指摘しておこう。

（端裏書）

「甲 甲
むく川 中のゝ 平三郎八斗六升ちし
定徳分 百文」

永代上申候田島之事

合二畝畠一畝者 在所ハ中のゝ前田にて候、又や
しき あさまきともに上申候

右件田畠者、中のゝ平三郎先祖相伝之雖私領也、借用申候御米の相當に、この田畠あけ申候處實正也、もし

このしそんとして、（違乱煩）（族）（糸判）としてさいくわんにをこなわれ可申候、其時更く一言の子細申ましく候、仍為後日、永代状如件、
（科）

寛正五年六月十日

中のゝ
平三郎（略押）

宛名を欠いてはいるが、これが朽木氏への流質状であることは間違いない。この「中のゝ平三郎」は端裏書にあるように「むく川」＝棕川の中野の平三郎であり、棕川は現在は朽木村ではなく高島郡今津町に属しているが、中世には朽木庄の一部であった。この平三郎の流質状にかんして注意すべきは、いわゆる公方・地下連記型罪科文言⁽²⁾が記されており、棕川惣中が「領主本年貢の実現の強制機構としての性格」⁽³⁾をもつことをあらわしていることである。そして、寛正五年（一四六四）六月一〇日の日付をもつ流質状が、この他に八通あり、計九通が同時に作成されている。すなわち、

イ、「棕川いぬい谷せいさい」が「まものおのはな」の田一畝を御米二斗一升のかたに流質する（乾乙六）。

ロ、「中山いわはなの孫二郎大夫」が「中山したひそたに」の田一畝を御米三斗五升のかたに流質している（乾乙六）。

ハ、「中のゝ左近」が「ひすり谷口」の田畔・畠一畝を流質している（借用米量不明）（乾乙六）。

ニ、「棕川中山与三大夫」が「中山前田」の田五畝を御米六斗のかたに流質している（乾乙六）。

ホ、「中山五郎二郎大夫」が「中山たけした」の田二畝を御米二斗八升のかたに流質している（乾乙六）。

ヘ、「中山与三大夫」が「くろ谷前いけの下」の田二畝を御米六斗のかたに流質している（乾乙六）。

ト、「中のしやうゑん」が「まく」の田二畝を流質している（借用米量不明）（乾乙六）。

朽木氏領主制の展開（仲村）

チ、「堂前や三郎」が「さかのはらのこたにの口」の田三畔を御米六斗四升のかたに流質している（乾乙六）。リ、「中のゝ平三郎」が「中のゝ前田」の田二畝と畠一畝を流質している（借用米量不明）（乾乙六）。

右の出挙米の借用者の在所の中野・乾谷・中山・堂前はいずれも椋川の字名としてよいであろう。以上のことが、寛正五年六月一〇日に椋川の住人がそろって流質していることが判明する。

このように同一地域の住人が時を同じくして流質しているということは、惣を単位にして売却・入質していることを逆に推測せしめるものである。先述の流質について、質入にかんする史料を欠いているので断言することは控えたいが、寛正三年（一四六一）一月五日、先掲の質流状に名を連ねた椋川中野左近が、田地一反三六歩を代米三石三斗で、同じく椋川中野平三郎が田地九〇歩を代米七斗五升で、椋川中野常円（質流状の「しやうゑん」）が田地小三四歩を代米一石九斗五升で各々御屋形へ売却しているのは（乾乙五）、これを裏書きするものである。しかも、質流状が同一筆蹟であるのと同じく、これらの売券も同一筆蹟であるのは、複数の住人が同時に同一行動をとったことを充分に裏付けるものであろう。このほかにも長禄四年（一四六〇）三月二〇日、「柄生みぎりふち（右瀬）とく一郎」が「はせ川のかけ田」大をかたに「出」の御米」七斗五升を借用し（乙四九）同日に柄生一郎大夫が「しうつのはた田」半をかたに「出この御米」五斗を借用している（乙四九）のも、略押を除いては全て同一人の筆で記されているように、これまた同地域住人が同時に朽木氏から出挙米を借米していることを示すものである。ここに出挙米を媒介にしての領主朽木氏と地域住人（惣）との関係があらわれている。すなわち、朽木氏は朽木庄とその周辺の住人にたいして、個々別々に出挙米を貸付けたのではなく、地域住人を集団的に把握し、これに貸付けたのである。

このことはつぎの例によつても明らかである。すなわち、文正元年（一四六六）閏二月一八日と「カマウ又五郎」など八人が一紙に記した出舉米借用証文（乙四九）によると、八人は出舉舛で四石の米を借用し、秋に「法例之加利平」て返弁することにしてゐるが、署判を加えている八人は、「カマウ」のものが五人、本庄のものが三人である。本庄は高島本庄であり、先述のとく建武元年には朽木氏の支配下にあることが確認され、また応永六年（一三九九）と同一四年（一四〇七）に「高島本庄横江道場御米算用状」が作成されている（乙五一）から、僅少な年貢であるとはいえ知行が続いていることがわかる。「カマウ」は本庄の東に接する河上庄鴨のことである。こう見てくると、この場合は惣といふまとまりをもつ農民ということはできないが、近接する地域の農民がまとまって朽木氏から出舉米を借用していることは明らかであり、各人が個々に借用証文を提出せず、連名で証文を作成している点は注目されよう。

いま寛正四年（一四六三）一月の日付をもつ算田帳（乙五一）がある。その一部を紹介して領主出舉米についてより考察を深めよう。

算田御_(領)張之事

合寛正一
年一月

武段百五十歩

大富引田年貢アリ

八斗

□
棕川中野村 (a)
富ノ前ニアリ
井村買地 (b)

（中略）

龍家アリ

六斗 走得分ハリ畠姓定

針 烟 公 文 (c)

朽木氏領主制の展開（仲村）

		二段		三石定得分		武石能家定	
		四段半	長尾ニアリ	此内壱斗公事壱斗井新		三石五斗	
		壱段	野垣内	壱段	字花木の本	壱段	壱段
一段	一畝	大字	宇根本	半字ヒスリ谷	島屋敷麻まき	大字ヒスリ谷	長尾ニアリ
五斗	八升	半	在中野前田	一畝	在町同麻まき	二斗	七斗一升六合六勺
二畝	在所中山ノ下ホソ田	一畝半	在所マサノヲノハナ	三畝	在所坂ノ原小谷口	百文代米百文升	五斗定徳分
二畝	在所中山前	一畝	字中山竹ノ下	二畝	屋敷麻誇アリ	百文代米百文升	捌斗
半		二畝	在所黒谷前池ノ下	一畝	在町同麻まき		
二畝		二畝		三畝			
同		同		同		同	
柄	生	同	同	同	同	同	同
道	祐	中山	中山	中山	中山	中山	中山
(t)	(s)	(r)	(q)	(p)	(o)	(n)	(m)
左近		左近		左近		左近	
奥院		奥院		奥院		奥院	
職使		職使		職使		職使	
田地		田地		田地		田地	
繩手大夫		繩手大夫		繩手大夫		繩手大夫	
能家		能家		能家		能家	

一段四畝畠
大豆 三斗 六斗代分
五斗此外新開ニ
年貢あり
古川式部 (v)

(後略)

右の算田帳の記載を、算田帳作成の一年前後の売券、出挙米借用状などと比定するところのようになる。

まず(i)の針畠公文の一反半は、寛正三年（一四六二）卯月一三日に針畠公文が針畠村能家公文名を朽木洞昌寺に売却した（乾乙五）もので、付隨する得分は六斗とされ、「六斗定得分ハリ畠舛定」と符合する。(ii)は同年三月に能家淨薰が能家村下名一反（乾乙六）、同年□月一八日に能家村上名一反を各々朽木洞昌寺に売却している（乾乙六）。ただし両方の定得分は記されていないのに該当すると思われ、能家繩手大夫は能家淨薰の異称と考えられる。(iii)は算田帳作成の翌月二二日に、「かし村源三郎大夫」「左近太郎」が連名で「のか井ト（野垣内）花之本」の田地一反を、出挙米のかたとして流している（乾乙六）のに符合するから、この場合は「売田」とあるも、出挙米の抵當という意味であろう。

(iv)は長禄四年（一四六〇）正月に小坂某が「ゑの木本」の田地大を売却している（乾乙三）のに符合する。(i)(j)は算田帳の翌年の寛正五年六月一〇日の一連の質流状の中の中野左近の「在所ハひすり谷口、やしきあさまきともに上申候」とある田畔・畠一畝のうちである（乾乙六）ことは明らかであり、同様に、(k)は中野淨円の「田一せまちさいせうハまへにて候、又やしきあさまき一せまぢ」（乾乙六）とある田をふくむものであろう。

(l)(m)は同じく質流状に中野平三郎が「一畝畠一畝者 在所ハ中のゝ前田にて候、又やしきあさまきともに上申候」（乾乙六）とあるのと符合する。

(d)は同じく堂前ヤ一郎が「三せまち者、^(a)せいやせうわ、さかのはらのこたにの口、ヤしきあさまき 一せまち」(乾乙六)とある田地と符合する。ただし、この質流状には定得分一斗二升とあるが、算田帳には米八升、代百文と記されている。(e)の乾谷清西は、同じく「田一畝なから在所ハまさのおのはなにて候」(乾乙六)とある田地で、定得分六升とあるのと符合する。(f)の中山五郎次郎大夫は「田二畝者 在所ハ中山だけしたの田にて候」(乾乙六)とあり、定得分八升とあるのと符合する。(g)の中山与三大夫は、算田帳には黒谷前池ノ下の一畝と中山前の半との二筆を書上げているが、質流状には「中山前田」の田五畝、定得分一斗のみをあげている(乾乙六)。これは明らかに中山前の半と符合する。

(s)の中山孫次郎大夫は「中山したほそた」(乾乙六)の田地一畝、定得分八升と符合する。なお(a)(b)(e)(f)(t)(u)(v)は売券・出舉米借用状を欠いているために追跡不能であるが、(e)の奥院地は、太山寺奥院地の意であり、(v)の古川式部は、朽木氏の有力家臣団の一人で後述のことく、朽木庄古川の地侍と推定され、寛正六年(一四六五)卯月に「能家御下地公事錢日記」(乙五)を作成している「ふるかわノしきふ入道」と同一人物で、朽木氏の針畠支配の代官的役割を果たしているものと思われる。

以上、寛正四年二月の算田帳について、各項目を出舉米借用状などと対比して検討してきたわけであるが、この帳簿は、朽木氏が帳簿作成のほぼ一年以内に出舉米を貸与した人物、抵当田畠の地積と在所、加地子得分を書上げたものであることが判明した。この算田帳には記載されていないが、八田、宮川、飯田、古川などの朽木氏の家臣団、針畠公文、坪戸下司坪戸盛満、古川公文衛門五郎などの庄官、僧侶、朽木庄とその周辺の字名を冠する百姓などの各階層が領主出舉米を借用したり、土地を売却したりしていることが、とくに一五世紀後半期の大

きな特徴であることを指摘しておきたい。

なお出挙米の利率は、寛正六年（一四六五）卯月二十六日の本庄四郎三郎介と同道法の借米証文の返済規定に「来秋五わりの加利分可返弁申候」（乙四九）とあり、「来秋」とは他の証文の例から一〇月であることがわかる。この場合は田植前に借米して、収穫後に返済することになっている。

以上、見てきたように、室町前期の朽木氏の支配の特徴は、知行地のうち朽木庄とその周辺の所領を除いては支配が貫徹せず、朽木氏の支配は一五世紀後半において、朽木庄とその周辺における領主出挙米の農民への貸与を通じて、大量の加地子名主職を集積する方向を辿る。藤木久志氏によれば、高島郡域で朽木氏の土地集積は約二〇町、うち朽木庄では一〇町、放出農民数延べ一三〇人余におよぶ⁽⁴⁾といふ。この現象は領主の収奪にたいする農民の抵抗と、農民の手元に剩余生産物が蓄積されていることを前提とする。そして、領主出挙米が個々の農民への貸与とともに、地域的まとまりをもつ農民集団にたいして同時に貸与される点は注目しなければならない。また個々の農民への貸与に朽木氏の家臣団が介在している点も注目すべきであり、これらについては後節で考えることとする。

- (1) 『朽木村郷土史』（明治三九年一月筆写本　朽木義綱氏所蔵）、『高島郡志』。
- (2) 笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」（宇野圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収）。
- (3) 藤木久志「戦国期の土地制度」（体系日本史叢書6『土地制度史一』）四七三ページ。
- (4) 藤木久志「戦国の動乱」（講座日本史3『封建社会の展開』所収）。

五 応仁・文明期の領主支配

文正二年（一四六七）正月にはじまり、文明九年（一四七七）一月で終わる応仁・文明の乱は、朽木氏にも影響をおよぼしたと思われる。応仁元年（文正二年三月に改元）七月十九日に佐々木京極四郎政信が朽木信濃守貞高に宛てて、安寿名（安主名）を「偈分」として宛行している（甲五）。「偈分」とは喝食分か、憩分という意味か不明であるが、応仁の乱が勃発して半年後に、東軍細川勝元側の京極政信が安堵状を発しているのは、東軍が朽木氏を同陣営に勧誘しているとみてよいであろう。同年一二月二七日の幕府奉行人奉書（乙一〇）で、長禄二年（一四五八）一二月一四日の幕府御料所指定を解除されていることは、先にみたことであるが、応仁二年（一四六八）三月三〇日の足利義政の朽木貞高にたいする朽木庄安堵（甲三）や、文明二年（一四七〇）正月二六日の細川勝元の貞高にたいする朽木郷領家半済と駒口の宛行（甲五）も、朽木氏を東軍へ参陣させる政策と思われる。文明三年（一四七一）六月二五日、細川勝元が朽木氏に若越国境へ武田治部少輔と共に発向すべきことを催促している（甲六）のはその現われであろう。しかし、これら一連の安堵には裏があった。すなわち、朽木庄の御料所指定は解除され、安堵されたものの、その代替として後一条・安主名が新たに御料所として指定されたのであった。しかし、朽木庄の場合は一〇〇貫文であったが、後一条・安主名は五〇貫文であって、朽木氏の負担分は二分の一に軽減されているのである。

応仁二年七月八日以後一条・安主名は「若君様供^參菜料所」と指定され、年貢五千疋の沙汰が規定され（甲五、乙一〇）、同月一四日には朽木貞高はこの指定にたいする請文を提出している（甲一八）のである。そしてこの両所年貢を指定前の六月五日に一〇貫文（乙一六）、指定後の八月五日に五貫文（乙一六）、九月八日に二〇貫文（乙一六）、同月一四日に五貫文（乙一五）、一二月三〇日に三貫文（乙一五）などの請取状が、三宅定宗・井上貞助・

小林家次・飯尾之種などの幕府役人から朽木氏や朽木氏の財政を担当する被官人古川氏に宛てられている。

以後、文明一〇年（一四七八）二月まで小林家次、同数家の御料所年貢米請取状が現存するだけでも一七通が朽木氏に宛てられている。しかし、それ以後途絶えているのは、幕府が朽木庄のように御料所指定を解除したものか、朽木氏が年貢を未進したのか、また内乱の終息と関係があるものか、その点は明らかではない。いずれにしても、請取状が文明一〇年二月以降全く失せているということは、従来残存したものが失せたということではなく、朽木氏が幕府へ御料所年貢米を貢納しなくなつたことの現われであると考えたい。そして強て推測すれば、いちおう御料所指定の解除があったとしたい。理由は朽木氏の未進についての幕府の催促状が皆無であることと、文明四年（一四七二）一二月二三日、朽木貞綱（貞高の子）が幕府奉行人布施彈正忠英基に宛て、後一条・安主名の御料所指定が「迷惑之至」であり、五千疋の免除を要請している（甲一八）ことである。恐らく、この要請が文明一〇年になって容認されたのであろう。しかし、御料所の指定が解除されたからといって、幕府の朽木氏にたいする賦課がなくなつたということではなく、後述のように課錢の納入は依然として存在していたのである。

つぎに目を轉じて朽木氏の所領經營について考察しよう。

殿さま御米

文明式年御米算用状事

合百武拾七石伍斗者

文明三年
六十一貫文仁売申

一参拾八石三斗五升

一三石八斗三升五合 同
い上四拾弐石一斗八升五合 かん米

残八十五石三斗壱升五合之内 文明四年
一拾八石 売申候 注文別席在

一拾六石六斗 同
い上參拾四石六斗 御飯米

壱石五斗二升五合 かん米

残御米四拾九石壱斗九升

又四拾九石壱斗九升利

并九拾八石三斗八升

文明二年十二月 日

この算用状の作成者は朽木氏の被官古川氏で、端書の「殿さま」は朽木貞高のことと推定される。文明二年分一二七石余が、この時点の朽木氏の収納米のうちでどれほどの部分を占めるか明らかでない。文明三年に一二七石余のうち三八石余を売却し、三石八斗余の「かん米」（欠米で、元来年貢米の欠減を補うための予備米）を加えた残り八五石余のうち、翌文明四年に一八石を売却し、一六石六斗を飯米として控除し、「かん米」一石五斗余を差引いた残四九石余を出奉米として貸出した。利子は一〇割であるから、九八石三斗八升が最終的に手元に留保されるということになるのである。

朽木氏の出拳米について少しは先述したが、いま文明一四年（一四八二）一二月二六日の下殿出拳御米算用状によつて、出拳米の用途を跡付けよう。下殿とは具体的には知りえないが、朽木庄において朽木氏は、上殿、下殿、岩神殿の敬称をもち、それは朽木氏一族の屋敷地の所在によつて、このように呼称されたのであろう。

この算用状によると、三七石余（出拳米徵収分か）のうち、二六石九斗余が文明一三年一二月に支出されている。支出内容は「御せちのかい物」「若子様御祝言酒米」「市米あき人」（市場で米商売をしている商人のことか）「ひはた師」などの商工業者や「清水方」などの朽木氏被官人、「御夫右衛門五郎」のような朽木氏直属の中間衆のようなものへの現米、代錢である。そして、残った一〇石三斗余を再度出拳米として貸出し、利米六石二斗余を合わせ一六石六斗余が文明一四年一二月二六日に留保されているのである。

以上、文明四年一二月、同一四年一二月二六日の出拳米算用状によつて、朽木氏の高利貸的性格を見たわけである。両算用状はともに現米の貸付であるが、錢の貸付も同時に行なつてゐる例を掲げておきたい。いまここに文明一三年、同一四年の算用状があり、両者の相関関係も少しはわかるので紹介しよう。

預申御斬足算用状之事

合七十貫文之内

六月四日 大宮御造當御用上申
武貫文

六月十七日 六月公方様明王參之時上申
三貫文

殘而六十五貫文本錢定

利分武十武貫七百五十文

朽木氏領主制の展開（仲村）

本利ツ合以上八十七貫七百五十文之内

十二月十六日

五貫文

上申

十二月廿九日

参十壱貫七百五十文上申

残而五十壱貫文在札閼代十九貫文利

定殘分六十貫文也

文明十三年十二月廿九日

古川修理進
貞國（花押）

預申御新足算用状之事

合文明十四年分

五十壱貫文

本錢在之

八貫文

閼正月・二月御公用在之

壱貫文

山札代在之

以上六十貫文

惣ツ合本錢也

利平貳十壱貫文

本利ツ合以上八十壱貫文之内

十一月廿七日

壱貫五百文

日置方へ渡

十二月廿五日

拾貫文

当郷御公用京都へ上申

十二月廿九日

壱貫武百文

正月御算物代ニ渡

十二月廿九日

三貫三百文

上申

以上拾六貫上申

残而六十五貫文在

古川修理進

貞国（花押）

文明十四年十二月廿九日

両文書を検討すると、前者の奥書の「定残分六十貫文也」が、後者の端書の「以上六十貫文 惣ツ合本錢也」に全く一致することから、この場合の本錢とは前年の收支からの繰り越し金であることが判明する。そして前者の「札闘代・十九貫文利」とは、八貫文の「閏正月・二月御公用」と一貫文の「山札代」を指すものであり、「閏」とは朽木氏の徵収する閏錢、「山札代」とは朽木庄領主山の木材の入札代錢であろう。

この「預申御新足算用状」というのは、朽木氏の有力被官で庄内古川の出身と思われる古川修理進貞国が、朽木氏から金錢の出納を委任され、料足の中から領主の指示によって支出し、残金を高利貸的に増殖したという算用記録である。すなわち、前者に若干説明を加えると、六月四日に大宮（朽木村宮前坊に所在して「朽木谷中の産土神」と称される邇々杵神社か、また同様に称される野尻に所在する山神神社である）の造営費用として二貫文、また同月一七日には、同月一五日に將軍義尚が生母日野富子と、朽木庄の南に接する葛川明王院に參籠した（長興宿禰記、後法興院政家記）さい、恐らく出迎えのために支出されたと推定される三貫文の計五貫文が差引かれて六五

貫文となり、これを貸付けた利分を加えて八七貫七五〇文となつた。そのうちから一二月一七日、同月二九日に計三六貫七五〇文を朽木氏へ「上申」(支出)し、残五貫に閑錢・山札代の収入を加え六〇貫文を、次年の文明一四年へ繰り越し、文明一四年にはこの六〇貫文を貸付けて利子二貫を加えて八一貫文とし、この中から一一・一二月中に四口計一六貫文を支出して残六五貫文となつたというのである。これはもちろん文明一五年に繰り越されるのである。

このような出舉米や金錢はだれに、どのようにして貸付けられたのであるか。先に出舉米貸付けについてはみたところであるが、いま一度、応仁の乱期の貸付けのあり方を検討しよう。まず金錢の貸付けについてである。文明六年（一四七四）閏五月一九日、柄生の畠善久、右淵道僧、袖木常淨、長谷川□藤四郎の四人が連名で、一〇〇文別五文字で一〇月中に返済するという条件で一〇貫文を借用している。この借用状に宛先が記入されていないが、端の事書に「〔頃〕領申御新足之事」とあるから、貸主が領主朽木氏であり、先にみたように、古川氏が委任されている本錢の中から貸付けられたものであることは明らかである。そして借主は葛川に接する右淵、柄生の字名を冠することから、ほぼ同一地域の住人であると考えられる。文明九年（一四七七）極月五日、二貫文を借用した五郎四郎、衛門、左近の三人には、署名の上に「村井惣」と記されており、惣の借錢を惣を代表する三人が借用しているのである。この二例のように、惣を母体とする地域性をもつて複数の庄民が借錢するものと、個人の借錢とがある。

つぎに後者についてふれよう。寛正三年（一四六二）七月二八日、北谷の快存が、北谷坊領のうちの薬師堂下松の木垣内一反を入質して六貫五〇〇文を借用し、文明九年（一四七七）三月一七日、良俊が本利を八月中に返済

することを条件に五〇〇疋を借用している。快存、良俊はいずれも僧侶であると思われる。朽木氏への借錢のうち、個人の借錢は僧侶に限られ、庄民の借錢は複数である。その理由は明らかではないが、庄民個人の場合は借錢の代りに、出舉米を借用しているようである。借錢の場合は以上のような区別があるが、朽木氏への土地売券は庄官、地侍、僧侶、庄民や個人、集団の別はない。

つぎに出舉米についてふれよう。このことについては、先に寛正五年（一四六四）六月一〇日の椋川住人九人の売券が、領主出舉米による流質状であることを明らかにしておいたが、これと同じ形式の売券が文明一〇年（一四七八）・同一年にあるので、寛正五年のそれと若干重複するが説明を加えておきたい。

文明一〇年八月一七日の売券は、椋川住人一五人が「上殿様」＝「上御屋形様」に売却したものである。すなわち、篠か谷三郎五郎が九町半（九畝半の意）を二石八斗五升、同所刑部大夫が六町を一石八斗、中野刑部三郎が八町を二石四斗、同所左近二郎大夫が半を一石五斗、篠か谷尻衛馬が半を一石五斗、野村馬三郎が三町を九斗、さきか谷宮内二郎が半を一石五斗、中山孫三郎が五町を一石五斗、中野刑部四郎が六町半を一石九斗五升、黒谷庄司三郎が九町を二石七斗、中山刑部三郎が半を一石五斗、黒谷源四郎が半を一石五斗、同所源大夫が六町を一石八斗、中山孫二郎大夫が二町半を七斗五升、篠か谷衛門二郎大夫が六町半を一石九斗五升で各々売却したのである。売券には田地の在所字名が記され、その横に条件が記されている。いま篠か谷三郎五郎の売券（坤乙九）には、

合九町半 但在所ハ篠谷なわて也
地徳四斗七升五合 公事代四斗七升五合

とある。この地徳、公事代の記載は、先にあげた寛正五年六月一〇日の一連の流質状＝売券の端裏書に符合する

ものである。堂前や三郎の売券を例にとると、

甲(申)
たうまへのや三郎 定徳壱斗二升

とあり、この定徳が文明一〇年の地徳に照應するものである。この地徳は公事代とすべて同額で、この田地を入手した朽木氏は、以後地徳分と公事代分を売主に代って收取することになるのである。

同様に文明一一年（一四七九）一二月五日の売券は麻生住人九人の流質状（坤乙一一）である。すなわち、源四郎大夫が畠一反一畝を米一石一升、又四郎大夫が田四畝・畠一畝を一石七斗四升、二郎三郎大夫が田二畝・畠一畝を九斗、又五郎が畠九畝を七斗、治部が田二畝・畠一畝を一石、徳蔵が畠一反一畝を一石八斗五升五合、孫次郎が田二畝・畠三畝を一石二斗、介二郎が田三畝・畠一畝を一石三斗、左近三郎大夫が田半（五畝）・畠四畝を二石一斗四升で各々売却している。

麻生住人はこのほか文明一五年（一四八三）正月一日、ヲノ介・与次大夫・三郎大夫・左近三郎・三郎五郎大夫の五人が二畝から六畝までの田地五筆、計二反一畝を米六石で（坤乙四七）、同年七月十九日に又二郎・九郎三郎・左近二郎・又四郎・彦二郎の五人が三畝から一反一畝までの田地五筆、計四反一畝（売価不明）を売却している（坤乙一五）。また同所住人刑部大夫、孫二郎、刑部五郎、二郎三郎大夫が同一四年（一四八二）四月十五日に田畠六反大を米五石五斗五升で売却している（坤乙一四）。

麻生以外では同一一年（一四七九）一二月十五日、地子原住人わき刑部・左近三郎・助太郎・左近次郎・五藤四郎の五人が、一畝から一反までの田畠一〇筆五反一畝を一八石九斗五升で売却している（坤乙四七）。以上の三点

の売券は宛先は記されていないが、朽木氏であることは明らかである。

これらの売券が前掲の売券と異なるところは、たとえば前掲の文明一一年一二月五日の麻生住人九人のそれは、各々一通の売券を認め（同一筆蹟）略押を付しているのにたいし、ここで取上げた売券は一通に売主の名を書きこんで略押を付していることである。恐らく一人一人の売券作成を簡便化するために書式を改めたものであるが、いずれにしても出舉米の質流＝売却が地域ぐるみ＝惣単位でなされていることは注目されるであろう。そしてこのような朽木氏にたいする惣単位の売券や個人の売券・借用状などは、文明一六年（一四八四）一一月四日の大山寺覺城坊賢秀の朽木岩神殿にたいする田地売券を最後にして激減する。以後散発的にある売券（甲一八、坤乙四八）は、朽木氏の被官古川氏のものにほとんど限定されている。

以上みてきたような惣を単位とする売券＝質流状の成立には、もちろん、朽木庄内に惣村的結合が形成されていることを前提とする。そして領主朽木氏の領主制展開の観点からいうならば、農民にたいする出舉米の貸与をつうじて加地子名主職を集積するという方策を採用することによって、不知行部分の増大という局面を克服し、その領主支配を維持せんとしたのである。領主による加地子名主職の集積が、農民相互間のそれと質的に異なる点は、集積に領主制的な強制力が介在するところにある。では麻生、棕川の農民がなぜ寛正五年・文明一〇・一年という時点で集団的質流を行なつたかという問題が残るのであるが、これは寛正年間の全国的な飢饉と疾疫の流行、文明一〇年の大雨洪水、同一年の炎旱と無関係ではなく、朽木庄内で相対的に生産条件の劣悪な両所が被害をまともにうけ、これが惣単位の流質に結果したのではないかと推定される。

一五世紀における朽木氏の領主制＝農民支配の展開は、加地子名主職の集積に特徴づけられているが、いまひ

朽木氏領主制の展開（仲村）

とつの特徴は朽木庄以外の庄園の代官職取得である。先にも述べたように、寛正六年（一四五五）一〇月二十九日に高島郡内の押戸庄の算用状（乙五一）が作成されていることから、朽木氏の同庄代官職補任を推定しておいたのであるが、文明九年（一四七七）卯月二三日、朽木信濃守貞綱＝岩神殿は、若狭国鳥羽庄金輪院知行分年貢のうち切米二八〇石を請負う代官職を富倉蔵人丞藤久から補任され（甲一一）、同日貞綱は富倉藤久にたいし請文（乙一二〇、朽木義綱氏文書）を提出している。

またこれより先の文明四年（一四七一）八月四日、山門西塔は政所集会を催し、御新所船木関代官職を朽木氏に宛行することを議決している（乙二〇）。この代官職は以前には松波左衛門大夫が補任されていたが、「陸地湖上」の関務がきわめて重要なために朽木氏への宛行となつたのであり、山門西塔としては、この混乱期に朽木氏の軍事力を期待しての宛行であることが明白であり、これは鳥羽庄代官職の補任に通じるものである。ちなみに船木関は高島郡内の安曇川河口にあって高島本庄に接し、鳥羽庄は朽木庄の北に接する遠敷郡内にあって、いずれも朽木氏の軍事力が直接及ぶところである。文明一〇年（一四七八）正月晦日、富倉藤久は岩神殿＝朽木貞綱に九一石七斗余を借用し、鳥羽庄年貢から当秋に六割の利平を加えて返済することを約している（乙四九）が、これなどは朽木庄内における出掌米貸与と類似し、これを契機に鳥羽庄代官職を事実上の支配に転化させてゆくのではあるまいが。

それでは惣単位の出掌米の貸与は具体的にどのようにして行なわれるのであろうか。貸与の手続きなど細部にわたっては知りえないが、手懸りとなる史料を紹介し、考察を加えたい。

（端裏書）
「文明十三年御米算用状 空谷惣中」

文明十三年家一之御倉御米事

合 九十武石四斗五升九合者

此内参石六斗夏上殿参る

壱石上殿様より下殿へ御壳候

百文別ニ四升五合宛

八斗大宮殿へ百文別四升宛也

六斗このもとのひに御下行うつを谷

四斗日置殿御□百文別四升宛

六斗三升是ハすし御樽代

四升宛

武斗四升いた同柱うつを谷へ御下行

壱斗三升五合すきしやうしくたへ御下行

百文別四升五合宛

八斗五合宮前大工方へ御下行

八升□^(カ)同ひしる

御つかひあし八石二斗九升

二石五斗二升かん米

朽木氏領主制の展開（仲村）

残而 八十一石六斗四升九合

此内四石ハ六把利也蓮常坊へ

此御利分七把利半陸十六斗三升七合(右略)

惣已上 百四十二石武斗八升六合

此内

百石ハ家一御倉ニ納之

四十二石武斗八升六合者

上殿御倉ニ納之

文明十三年十二月廿二日

空谷惣中

これは朽木庄内の空谷（現在の雲洞谷）の惣中が、空谷の中の家一(えべつ)にある「御倉」(えん)に上殿所有の倉の保管を領主から委託されている米の收支について、領主朽木氏は上殿に報告したものである。朽木氏は家一の倉のほかに庄内の各村ごとに倉を設置していたと思われる。⁽¹⁾かような領主倉は、恐らく朽木庄の政治・経済の中心地である市場に規模の大きなものがあり、そこで保管できない穀物を各村毎に倉を設置して、惣中にその管理を委託したものであろう。惣中の年貢の一部は市場の領主倉に搬送保管され、残部が現地の倉に保管されたものと推察される。⁽²⁾もちろん領主朽木氏は米穀を換金できたであろうし、事実換金してもいるが、各村毎に米穀を保管させたことは、倉米関係史料が文明年間に集中しているように、ひとつには軍事上の要請から各村に穀類を分散したのであろうし、⁽³⁾

第二には災異などに備えての現地での備蓄という、いわば近世的な郷倉につながるような役割をも兼備させたのではあるまいか。また第三には現地農民に出舉米として貸与し、保管米穀を増殖するという朽木氏の農民支配の方策があると考えられる。

そこで前掲の家一倉米算用状の検討に戻る。文明一三年に家一倉保管の九二石四斗五升九合のうち、三石六斗を領主朽木氏¹¹上殿に支出し、一石を四升五合¹²一〇〇文の割で上殿が下殿（朽木氏分家と推定される）に売却し、また被官の大宮殿・日置殿に売却したり、空谷惣中に惣中の行事や建物の營繕費として支出したり、他の村（宮前）の惣中建物の營繕の大工手間賃に支出したりしている。これらの合計が「御つかいあし」（料足）として八石二斗九升で、このほか欠米二石五斗二升の合わせて一〇石八斗一升を差引いた八一石六斗四升九合が残米となる。このうち四石を六割の利で蓮常坊へ、また残七七石六斗四升九合を七割五分の利で貸与し、元利合計一四二石二斗八升六合となり、うち端数の四二石二斗八升六合を市場にある上殿の領主倉に移管し、一〇〇石を家一倉で保管するというのである。この算用状は以上みたように文明一三年の收支であり、空谷惣中は一〇〇石を基礎にして文明一四年の算用を行なうことになるのである。この算用状で注目すべきは、やはり八一石余の出舉米としての活用であろう。

朽木庄内における出舉米は村毎の領主倉の米の活用であることは右に述べてきたところからほぼ明らかになつたと思う。このことは文明一四年（一四八二）の棕川御倉米算用状（朽木義綱氏文書）でもほぼ同様である。この史料は後欠のために全体的な收支は明確にしえないが、文明一四年の御倉保管米一三〇石七斗のうち、「から方」（徒士衆ないしは鍛冶職人かのいずれかであろう）、市小屋者、「御しんさう様・下殿・御うへさま」、御鑓柄代として棕川

惣、棕川やもめ、御中間（朽木氏直属の中間）、欠米などに計一三石五斗九升が支出され、残一一九石一斗一升が
出掌米として貸与されているようである。

支出内容で注目すべき項目を指摘すると、朽木庄の中心地市場の市小屋者に一石一斗七升が下行されていることである。これは小規模な店舗をもつ市商人を保護していることを意味し、戦国初期の朽木氏の商業政策をあらわしていると考えられる。また棕川惣が山間に位置しているため鍔柄を加工して朽木氏に納入し、朽木氏もこれに一石六斗五升（錢三貫文）を支払っているのであり、かかる物品が恣意的に賦課収奪されていないことと、その単位が惣であることは注目される。また「棕川やもめ」に二斗が下行されているのは、朽木氏の領民保護策として注目される。これなどは惣における相互扶助も当然推定されるが、領主下行米が宛てられていることは、先の市商人対策と同様に領民保護の観点からいって重要であろう。また一石五斗七升の支出に「御中間右衛門次郎下地半在之」とある。支出の理由はかならずしも明らかではないが、棕川に半の下地を所有する朽木氏直属の「御中間」に支給されていることは明らかである。朽木氏直属の中間といつても、館に常駐するのではなく、平時は農業に従事しているものであることが判明し、棕川御倉保管の米がこれに給米として支給されていることを示している。その意味でこの支出項目は注目される。

村に設置された朽木氏の領主倉について述べてきたが、ひぎに村の領主倉から朽木庄中心部の市場に搬出された米がどのように処置されたかを跡付けてみよう。いま文明四年（一四七二）一二月の殿様御米算用状（乙五一）によつて考察する。その算用状は端書に「殿さま御米」とあるから、朽木氏の米算用であることは明らかであるが、朽木氏が市場あたりにもつ米の全部ではなく、その一部の算用であろう。文明二年（一四七〇）の米一二七石

五升のうち、三八石三斗五升を翌三年に六一貫で売却しており、一戸の欠米三石八斗三升五合の計四二石一斗八升五合を差引き、残りは八五石三斗一升五合となる。そのうち一八石を同四年に売却し、一六石六斗を飯米として合わせて三四石六斗とその欠米一石五斗一升五合を差引き、残りは四九石一斗九升となるが、恐らくこれは出拳米として貸与するのであり、一〇割の利を加えて最終的には九八石三斗八升が文明五年へ繰り越されるのである。

以上みてきたように、朽木氏は朽木庄内各村に領主倉をもち、そこに保管される米を出拳米とし農民に貸与して増殖するとともに、朽木庄の中心地市場にある領主倉に搬出保管されている米も、一部は換金したり飯米に当てながらも、残米はやはり出拳米として増殖している事実を知ることができた。そしてこの朽木氏出拳米は、たんに米の増殖にとどまらず、農民の手放した加地子名主職を集積することによって、これを領主制展開の挺子となしていることも判明するのであり、ここに貨幣経済にまきこまれている畿内や周辺部のこの段階における領主制の特徴を見ることができるのである。

この朽木氏の出拳米に準ずるのに、朽木氏縁の寺院の出拳米があげられよう。この出拳米の納帳は文明一九年（一四八七）六月吉日の日付で、聖・阮範が作成して署判を加えており、この納帳は文明一八年一月一〇日の造営所当米納状（乙五一）と同一筆跡で連続しているところから、寺院の造営にかんしてその寺院が主催した祠堂錢的性格の濃厚な出拳米であると推定できる。この寺院は後述のいとく朽木氏の氏寺興聖寺であろう。
さてこの出拳米納帳の一部を紹介すれば次のとくである。

納 出拳米之事

朽木氏領主制の展開（仲村）

七石八斗 御屋形さま 古川方より
壱石四斗貳升五合 返弁
(中略) 与七方

壱斗一升二合五勺
壱斗一升二合五勺 同
壱斗二合
壱斗一升二合五勺
同 二郎四郎
彦四郎

已上貳拾貳石參斗三升七合五勺
現米惣都合貳拾五石八升七合五勺

都合余 未進分
五斗六升二合五勺
壱斗五升
吉久
四斗五升
上
四斗六升五勺
吉作人未進
小九日田衆
右馬允方
富川
津田方
かなもん方
あなかきわ
二郎大夫

八斗三升四合七勺
以上貳石四斗五升六合七勺

加立分
壱石 文書あり
太郎大夫 宮前

壱石六斗

所当村

五石 御屋形さま

御飯米古川方
上手口入

武斗 文書あり

右近大夫惣左衛門方
富前口入

六斗 文書あり

三郎大夫

(中略)

武斗

御中間衛門二郎八田方
下手口入

壱斗一升七合

三郎大夫

(中略)

武斗

下市彦太郎八田方
山中口入

武石 質あり

鶴山右衛門四郎方聖
源右衛門方八田方
口入

壱石五斗

八斗八升四合五勺

八斗八升四合五勺

聖

壱斗三升四合五勺

八田方

已上武拾石五斗九升三合五勺

文明十九年借口

六月吉日

聖 (花押)

阮範 (花押)

納帳の冒頭に「御屋形さま」＝朽木氏が出挙米を借用していることが記されているが、額も他より多い。そしてその納入は被官の古川氏が行なっているのが注目される。その他は宮前・古川・坊村・樺（相）村・野尻など安曇川本流の村々の農民が納入している。そして未進も宮川右馬允以下が二石四斗五升余を数えているが、この出挙米でも充分な造営費用が捻出されなかつたらしく、寺は農民から米を借用したと推定され、それが「加立分」として記され、年号下の「借口」がそれを裏付けている。米高の下にある「文書あり」という表記は、寺側に借用証文が保管されているという意であろう。ここでも「御屋形さま」の飯米五石が被官古川氏を介して貸与されているのである。「口入」人は朽木氏被官ないしは寺と密接な関係を有するものである。山中の左衛門四郎から米二石を借用するにさいしては、聖みずからが口入人となつてゐるのである。八田氏が口入して鳴源左衛門から一石五斗を借用するさいには抵当物件を設定したと考えられ、それが「質あり」と表記されているのである。

このように興聖寺と推定される寺院の造営にも出挙米が、朽木氏はじめ寺近在の村々の農民や朽木氏被官に貸与されている。そして「加立分」＝「借口」は多分に祠堂錢的な色彩をもつものと思われ、この米を出挙米として貸付けて利米をとり、これを造営費に当てるという策をとっているのはなかろうか。そのさい、寺に貸与した米の利子については恐らく寺に寄進するという形をとるのではないだらうか。それにしても、寺の行なう出挙米貸与の背景には朽木氏の強制力があることは充分考えられるところである。

一五世紀後半期の朽木氏の領主制は右にみたような特徴を備えているが、いまひとつの特徴を看過してはならない。それは朽木庄が杣から庄園化したものであることと関連し、朽木氏が庄内の山林にどのように関与しているかという問題であり、具体的には朽木氏がどのような形で杣年貢を收取しているかということである。そこで

つぎに朽木庄独特的年貢「御四一寸錢」についておきたい。詳細は後節で述べるが、ここでは文明期の問題としてふれるにとどめたい。

まず文明二年（一四七〇）一一月一日の林番下番御四一寸錢注文（乙五一）の一部を紹介しよう。

地頭方
林番下番御四一寸錢之事

合

百十九文

平羅道万

百十九文

同新二良

百十九文

同く内

百十九文

右近三良

百十九文

源藤五

百十九文

中務

（中略）
百十九文

衛門五良

以上三貫三百八十一文

文明二年十一月一日

やらへ
林番下番御四一寸錢之事

合

朽木氏領主制の展開（仲村）

百十九文
六十八文
百十九文
百十九文
（中略）
九十一文
以上一貫百十一文
馬四良
衛門五良
百十九文
廿八文
百十九文
百十九文
合
□てい、文明二年十二月一日
林番下番御四二寸錢之事
与五良大夫
与五良大夫
四良大夫
刑部二郎
四良大夫
（中略）
百十九文
百十九文
十二文
以上一貫百十一文
文
明
二
年
十二
月
一
日
以上五貫二百四十一文

この注文は三つの部分からなっており、最初の部分が「地頭方」で二十九人、一番目が「やらい」で一〇人、最後が「□てい」で一一人の計五〇人が五貫二四一文（実数五貫六〇三文）の四二寸錢を納入している。事書の肩に記された「地頭方」「やらい」「□てい」の意味はよくは判らないが、四二寸錢徵収の単位であることは明らかであり、山林の用益地域を指すかどうかは不明である。これをみると、農民の肩書は村名ないしそれに準ずる字名で、平羅（平良）、うと谷（雲洞谷＝空谷）、いぬ丸（犬丸）、ゑへつ（家一）、ゆの本、中さいけなど、安曇川本流をはずれた庄内の僻地である。この山間僻地の住人が領主山の用益が番に編成され（上番・下番）、その番がさらに「地頭方」「やらい」のように細分化されているものと推定される。

そもそも四二寸といふのは、先述のように正安元年（一二九九）一一月に領家一位法印源舜と朽木義綱が争った領家年貢の四二寸摺のことである。それが一五世紀後半には朽木氏の得分に移行しているのである。そして四二寸摺が摺板そのものではなく、一一九文のほぼ均等な錢納になつてゐるのである。この注文は後述の文明七年の注文の金額からして全てではなく、その一部である。ちなみに文明一八年（一四八六）の新足帳（乙五一）によれば、六貫文が領家四二寸で、五八貫九一〇文が朽木氏得分の四二寸錢である。さて四二寸錢の負担は一一九文均等であるといつたが、「地頭方」の末尾に記された衛門五良は五一文である。しかし、この衛門五良は「やらい」の二番目に六八文を負担しており、合わせて一一九文を負担しているのである。同様に「やらい」の末尾の与五良大夫の九一文も、「□てい」の最初の二八文と合わせると一一九文になる。「□てい」の末尾の丑の一二文もこの注文外の番に残りの一〇七文が登記されている公算が大である。ではこの四二寸錢の使途についてはどうか。文明七年（一四七五）の御四二寸錢御恩注文を紹介しよう。

御四二寸内御恩注文

文明七年

朽木氏領主制の展開（仲村）

二貫文	岡孫三郎
二貫文	飯田小五郎
二貫文	外村小三郎
壱貫文	村上
壱貫文	長尾
壱貫五百文	津田
壱貫文	新左衛門
二貫文	高見源八
一貫文	五郎四郎
一貫五百文	弥二郎
一貫文	与三郎
一貫文	まこ三郎
八百文	さいほうし
八百文	弥七
以上十八貫五百文	。

この注文下段の交名は明らかに朽木氏の被官の名である。ただし、古川氏、小川氏などの有力被官が除かれているから、この交名は朽木氏被官の一部であると推定される。この注文で明らかに「一貫文クラス」は姓名を記されているもので、一貫五〇〇文以下は姓のみ、名のみのものである。姓のみのものが名のみのものと同等ないし上位いることは金額から察しがつく。この注文は「御恩」とあるように、これら被官人の奉公にたいして支給されたものであり、領主朽木氏と被官（家臣団）との関係の一部がここに露呈している。文明八年（一四七六）の安主名御年貢屋形参分注文（乙五一）によると、「御夫」として津田方、さい法師、源八方（高見源八）などの名が見え、御恩注文で姓名、姓のみを記されているものに「方」の敬称が付されていることは、被官の中での階層差を表示しているものと考えたい。

四二寸錢の支出内容について若干の考察を行なつたが、文明期における朽木氏の支出の特徴のひとつに大工国久への作事料支給があげられる。それは文明八年（一四七六）から同一二年（一四八〇）にかけてであり、国久の清水殿（朽木氏被官）にたいする請取状が残っている。

それによると八年八月二十五日に二〇貫文、同一〇月一一日に一〇貫文、同九年三月一三日に一〇貫文、同卯月二二日に一〇貫文、同一〇年卯月一六日に九貫七〇〇文、同八月一日に五貫文、同一二月二一日に四貫九〇〇文、同一二年一二月一九日に一〇貫文（いづれも乙一六）の請取を大工右衛門尉国久が提出しているのである。大工国久の配下には多くの職人がいることはいうまでもない。

この造作は具体的にいかなる建築物かはわからないが、文明八年から一二年にかけて五年の年月を要していること、残存請取状の金額合計だけで八九貫六〇〇文を費やしていることなどからして朽木氏屋敷ないし菩提寺か、

時期からして築城に付帯する造作のいづれかであると推察され、造作初年度の四〇貫文の作料は朽木氏にとってかなりの支出と考えられる。いまかりに文明一三年の家一倉米の換算率の四升^リ一〇〇文からすると四〇貫文は一六石に相当する。またこれに接続するかたちで文明六年（一四七四）より同八年まで朽木郷年貢が僧中興に支給されていることも見逃すことができない。すなわち、文明六年一二月二九日に去年分として四〇貫文、同七年卯月一二日に同五年分として一〇貫文、同六月四日に同じく一〇貫文、同八月二四日に同じく一〇貫文、同八年八月二五日に同五年分として二〇貫文が中興に支給されているのである。以後この請取はないので何ともいえなが、朽木氏の氏寺興聖寺の經營にたいする補助であると考えられる。あるいは、大工国久への支給に連続するところから、興聖寺の造営ないしは營繕の費用とも推定できるが、これらの費用は朽木庄の年貢から朽木氏が支給していることは明らかであり、朽木氏支出内容の一部がここから判明するであろう。

以上みてきた朽木氏の收支の項目で忘却してはならないのが、次にみる閑錢の収入および領主権に付属する雑収入とでもいべきものである。以下この点についてあれてみよう。これは事書に「納 閑毎月出錢之事」（乙五一）とある帳簿で、卷数作成の折に「納開毎月出錢之事」としたが「開」「闢」は「閑」である。したがって、この納帳は文明一九年（一四八七）正月から七月までの七か月分の閑錢収入を記したものとすることができる。

この算用状によると、正月分三六一文、二月分一貫^二六一文、三月分三貫八六八文、卯月分^三貫四〇〇文、五月分五貫九文、六月文八貫四四九文、七月分五二八文の計二六貫八八二文が納錢され、このうちから四貫九〇〇文を將軍義尚の葛川明王院參籠の経費とし、一貫四〇〇文を被官清水氏の月当、一貫四五一文を被官飯田五郎左衛門の月当、四二七文を関東若君様御迎衆の費用、三一文を「聖護院殿御時」に、二六〇文を被官日置氏の大鼓

入目、一〇〇文を「豊前殿酒代」として計八貫五六（九）文が支出され、残が一八貫三〇文となつてゐる。

この関が具体的にどこの関であり、いかなる内容の代官職を請けているのかは明らかでないが、文明四年（一四七二）三月三日の山門学頭代祐深等連署書状（甲六）によると、朽木氏は若狭街道江若国境の保（法）坂関のことにについて山門下知に従わない旨が見えており、また『今堀日吉神社文書』の中の年未詳（享禄年間と推定）の南北五箇出錢条々書案に「大裏為御料所、昔朽木殿より法坂仁新関□同人衆歎申御弃破候」とあり、大裏料所として朽木氏が保坂関に関係していることが判明するから、保坂関代官職を朽木氏が請けていたと考えられる。明応三年（一四九四）一月二六日の朽木弥五郎材秀宛幕府奉行人連署奉書（甲六）によると、保坂関の六角高頼跡一所が御料所として細河（川）伊豆守に宛行された旨を存知せよと告げている。なぜ幕府が右の旨を朽木氏に連絡したかといふと、「保坂関内除知行関并小林新左衛門入道等高頼跡一所」とあるように、保坂関には六角高頼知行関のほか朽木知行関、小林新左衛門⁽⁶⁾入道知行関などがあり、具体的には保坂関の得分——関錢が細分化され、その一部を朽木氏が知行しておつて、他の知行主に異動があったので、これを朽木氏に通知したのであらう。なお大裏御料所というものは、その関錢を皇室經濟に投入することを幕府が承認したということであろう。

以上、保坂関錢の収入について述べてきたが、正月～七月の関錢が約二七貫であるから年間では五〇貫前後となるであろうし、このほかにも、先述のように山門西塔政所から舟木関代官職を宛行されているから、関錢の収入はかなりの額にのぼると推定され、それはたんに関錢徵收権にとどまらず、西近江の若狭街道の商品流通への関与や軍事的意義という点で朽木氏の関務代官職のもつ意味は大きい。

この関錢算用状は「納料足之事」という事書をもつ算用状（乙五一）と連結しているが、この算用状は文明一

朽木氏領主制の展開（仲村）

九年三月から七月までの朽木氏の雜収入を記している。その合計は一〇一貫九一文である。その内訳は百姓の逐電跡やその他欠所の売却したもの、領家夫賃、馬の売却代、僧侶よりの礼物、関東より若君上洛についての田中・中田氏よりの出錢（田中氏は高島七頭のひとつで、朽木氏が近在の領主の出錢をまとめるという役にあると推定される）、地下への賦課錢、川狩錢などである。とくに地下への賦課錢（恐らく臨時のものであろう）は四〇貫文、川狩錢（安曇川本支流での鮎魚業にたいする課税）は二四貫五〇〇文と大きい。以上の雜収入と閏錢の残一八貫三三〇文を合わせて一二一貫二三五（一）文を算用しているのである。

以上、応仁・文明期の朽木氏の領主支配について、その収入の面から支配の多様性を見てきたわけであるが、次節において、領主と家臣、領主と農民の関係についてより具体的に追究しよう。

（1）家一御倉のほか、倉にかんする史料にはつぎのようなものがある（朽木義綱氏文書）。

御米之あつかり状事

合拾九石四斗者 上野・上村

「一村ニあつかり申候」

文明十二年十二月廿一日 麻生百姓中
御ぐらにあまり候間、一村へあつけ候、

（端裏書）

「猿川御藏」

猿川御倉 御米算用状之事

合文明十四年分

百三十武石七斗 本米之内

壱斗 御食祝

壱石六斗

六斗

壱石壱斗七升

五斗

壱石壱斗五升

武斗

壱石五斗七升

武斗

五石

以上拾三石五斗六升
残而百拾九石壱斗壱升之内

五月一日

四石武斗
代七貢文 六升宛

(後欠)

前者は麻生に隣接する上野と、空谷のうちの上村に、自村にある倉に入りきらない米一九石余を二分してその保管を依頼したもので

あり、これも家一御倉米と同じく、領主米の惣中保管を示すものであり、倉米についての惣相互関係をうかがうことができる。
(2) 文明六年一二月、後一条の年貢(朽木取分)六五石九斗余のうち一二石五斗が荒川御蔵に収納されている(乙五一)ようだ。朽木庄に近い所領の年貢米も朽木庄内の村々の領主倉に保管されていることがわかる。なお荒川御蔵についてはつぎの年未詳文書(朽木義綱氏文書)があるので紹介しておこう。

田中御藏納分 十石延

拾六石武斗參升五合

六石五斗

あら川御藏納分
御さしき借米

かわ方へ渡代武貢文分

かち両人方へ渡代貢貢文分

市小屋者ニ御下行

御しんざう様下殿御うへさまへまいる

与次郎ニ被下

椋川惣へ渡御鑓之柄代三貢文

椋川やもめニ被下

御中間右衛門次郎下地半在之

在庄

けん米

田中御蔵とは太山寺山麓の田中（現安曇川町）であるうか。この領主倉は田中一帯から収納する年貢・加地子を保管するものである。

(3) 西川幸治氏の、軍事的必要、出舉米貸与という拙稿への批判がある『日本都市史研究』一七四ページ。

(4) 清水氏は文明八年一月二日の御大工衛門國久請取状（乙一六）の宛先に「くつ木力ミ殿」（う脱）とあり。朽木氏の被官であることが判明する。また大永八年五月二七日に清水氏は朽木氏から公方様宛の進上物注文を作成している（乙一〇）。

(5) 文明九年三月日の大工右衛門尉國久申状案（乙一二）の末尾に、「諸職人同此旨申口言上」とある。

(6) この小林新右衛門入道は文明一七年九月二六日 御新所高島郡船木関領公用錢滞納のために伊勢兵庫助と関務代官職の交替を幕府より命ぜられている小林新左衛門尉と同一人物であろう（鎌川古文書 第二四集）。なお文明四年には朽木氏が船木関代官職を山門西塔から補任されている。船木関は複数の領主の管轄する関であったと考えられる。

六 戦国期の家臣と農民

ここでは前節をうけて長享以後豊臣政権成立にいたる約一世紀の朽木氏・家臣（村落領主）・農民の問題について述べる。この期の特徴は、残存文書の性格からいうと、文明一七年（一四八五）を画期として、多数にのぼる朽木氏への土地売券・借用米の証状などはほとんど消滅してゆき、若干の売券が残存していることである。この売券・借用状は約一世紀余に僅か一五点にすぎず、農民のそれが七点、朽木氏の重臣と目される古川・宮川両氏関係が八点となっている。応仁・文明期の残存史料の大部分が売券・借用状によって占められたのにたいし、文明一七年以降の文書の残存形態はきわめて対照的である。すなわち、宝徳二年（一四五〇）から文明一六年（一四八四）の三五年間の売券・借用証文（ただし若干の手継証文を含む）は一八〇余通にのぼるのにたいし、文明一七年（一四八五）から天正末年までの一世紀の間に僅か一五点にすぎないのである。

このような残存文書の特徴に付加すべきは、文明末・長享以後の文書には幕府の朽木氏にたいする布達を内容とするものの割合がきわめて高いことである。このことは朽木氏が崩壊過程の室町幕府にとって信頼すべき存在であることを物語っている。それは享禄元年（一五二八）九月、細川晴元と対立した將軍義晴が朽木稙綱を頼つて朽木谷に走り、天文二〇年（一五五一）と同二二年に、三好長慶に京都を逐われた將軍義藤はやはり朽木谷に遁れ、同二三年に義輝と改名したのち、永禄元年（一五五八）までの六年間朽木谷に滞留していることによつてもわかるであろう。

以上、文明一七年以後の朽木関係文書の残存形態を応仁・文明期と比してその特徴を指摘しておいたが、そのいずれもが、偶然にそなつたということではなく、朽木氏の支配形態の変化を示していると思うのである。

そこでまず長享以後の朽木氏と幕府との関係を跡付けてゆこう。

長享元年（一四八七）九月一日、幕府は朽木歎喜に宛て、佐々木高頼が高島郡河上庄に城廓を構えているのを、若狭の武田大膳大夫とともに攻撃するよう命じてゐる（甲六、乙二〇）。これは応仁・文明の乱にさいし、守護六角高頼が西軍に属し、幕府・山門が京極氏を庇護したので、乱終結後、山門領はじめ近江国諸領を押妨し、山門は幕府に六角氏の追討を要求し、長享元年九月に將軍義尚が近江坂本に出陣するにさいして、朽木氏はじめて高島七頭のうちの田中氏・永田氏にたいして加勢を要請したものである。

この幕府・山門の依存関係は翌二年八月、幕府が山門西塔領高島木津庄における名主沙汰人の年貢滞納にさいし、朽木氏にその成敗を命じていることによつても判明する（甲六）。このような朽木氏の働きにたいして、延徳二年（一四九〇）七月、幕府は朽木弥五郎貞清に祖父信濃守貞高の忠節に報いるという名目で公用錢一〇〇貫文の納

入を免ずるという措置をとつており（甲五、乙一〇）、また同年九月將軍義稙は材秀（貞清）に所領の知行を安堵しているのである（甲一八）。

このように幕府ないし將軍個人に信頼を博し、いわば親衛兵的^的存在となつた朽木氏の勢力はどうであろうか。延徳二年（一四九〇）一〇月と明応二年（一四九三）一一月に幕府が朽木氏に宛てた上洛にさいしての過書によると、「佐々木弥五郎被官人五百人在之荷物、馬五拾疋在之荷駄」（甲六）とあり、数の上ではかなりの規模をもつ軍団と考えられるが、先にもみたように、その中核となる家臣団は、せいぜい一二五人から三〇人ほどではないかと思われ、あとの四七〇人ほどは百姓の夫役に依存したのであろう。それにしてもその動員力と支配力は評価しなければならない。この上洛はいかなる目的をもつものか判然としないが、幕府関係の行事であろう。明応四年（一四五）二月、幕府は朽木弥五郎に禁裡警固を名代人に請負わすことの不可を申渡して速やかなる参勤を命じ（甲六）、同七年一二月にも禁裡警固覈怠のために、朽木氏の參勤を要請している。永正三年・四年三月に幕府は朽木竹松（稚広、のち蘿綱）に「如例年」く御所御門役の勤仕を命じ、そして朽木氏上洛のための諸門の過書を保証している（甲六）。このような禁裡、室町殿の警備だけではなく、貴族の参洛にさいしても同時に参洛し、忠節をつくすよう命じてゐるのである。

以上みてきたように、幕府が禁裡、室町殿の警備や貴族保護政策を朽木氏の軍事力に依存していることは明らかである。朽木氏の軍事力は朽木の地が京都に近接しているだけに、絶大な信頼が寄せられていたのである。

文亀二年（一五〇二）一〇月、守護六角高頼の重臣伊庭出羽守が、高頼にたいして叛乱を起こしたが、同三年三月、その余波をうけて、幕府奉行人飯尾清房が預所職をもつ高島新庄へ、六角氏被官の三井氏が乱入し、幕府の

推す伊庭氏の下知にも違背するという事態の收拾を朽木弥五郎に命じている（甲六）。この事件は暫く尾を引いたらしく、永正三年（一五〇六）に三井氏などの庄外放逐に朽木氏が協力したことを賞されている（朽木義綱氏文書）。また文亀二年（一五〇二）一二月、朽木氏の被官人飯田新兵衛尉が、朽木氏の諒解のもとに山門より大講堂領河上庄地頭職に補任されている（^①甲五）。

また永正一三年（一五一六）一二月に山門西塔南尾領針畠庄を僧蓮宝が偽つて北尾領と称して公錢を押領したことになりし、幕府はこれを嚴科に処した上、年貢・諸公事の納入を朽木弥五郎に命じ（甲六）、これを承けて朽木種広は針畠年行事房に連絡し（甲一九）、同一四年九月にも幕府は針畠年貢未進の納入を朽木弥五郎に命じている（甲六）ように、幕府は山門の申請によつて朽木庄に近接する山門領庄園の支配を側面より援助することを朽木氏に要請しているのである。同じく永正三年（一五〇六）一二月、幕府は尊勝院領高島郡古賀庄南北への押妨者の退去を朽木氏に命じている（甲六）。これは先述の高島新庄への違乱と揆を一にするものであるうが、権門にとっては西近江の庄園支配に朽木氏の軍事力は不可欠のものとなつてゐる。ただし、針畠庄の場合は、僧蓮宝を放逐し朽木氏が山門の代官に補任されるにいたつて、年貢諸公事を未進し、大永五年（一五二五）閏一一月、一二月には、幕府は名主沙汰人、朽木氏に請文のように公用物を納入することを嚴重に通告し、その旨南尾衆徒中に断わらねばならなかつたのである（甲六、甲一三、乙二〇）。これなどは、山門・幕府への忠節の裏面を物語るものとして重要である。朽木種広の針畠年行事房に宛てた書状（甲一九）に、「針畠庄之事、被達 上聞、被任御意之由候、目出度存候、此方迄之儀、祝着此事候、御下知旨持見仕候、仍御年貢錢之事、被仰下候、其趣可申付候」とあることからすると、僧蓮宝の追放は朽木氏が予め仕組んだことと考えられ、幕府・山門の朽木氏にたいする信

頼を逆に利用し、「朽木庄内」と称された隣接地の所領化を図ったことは充分推察できるところである。

しかし、この針畠の所領化にはなお曲折があつたらしく、大永六年（一五六六）三月に近江国守護六角定頼は、針畠庄名主百姓中にたいし朽木民部少輔植綱に年貢錢納入を命じており（乙二〇）、同八年（一五二八）五月二十五日に幕府は佐々木彈正少弼（六角定頼）にあてて「朽木庄内針畠」を由緒にしたがい返付することを述べ（乙二〇）、同日、名主沙汰人中に定頼へ年貢諸公事物以下の納入を命じてある（甲一三）のである。

針畠についての幕府・守護・朽木氏の関係は明確でないが、幕府から針畠の返付と領知の安堵をうけた六角定頼は、その日のうちに朽木植綱に針畠の譲状を作成しているのであり、その譲状によつて三者の関係がやや明確になるであろう。それによると、針畠は朽木氏の先祖妙林（義氏の子で、経氏の兄）の割分であったが、近年不行となり、これを訴えていたところ、六角氏に返付され安堵の御判をえたので、六角氏がこれを朽木民部少輔植綱に配分するため譲与したというのである。つまり朽木氏の不知行地を守護を介して、守護から譲与されるという形で所領の再知行が承認されるという手続きがとられ、享禄元年（大永八年）一月に將軍義晴が朽木植綱に「帶御判以下証文當知行云々、任本新領知之旨」せてその領掌を安堵したことによつて、最終的に朽木氏の知行が公認されることになるのである。そして「御判」が永和三年（一三七七）八月二二日の朽木氏秀にたいする將軍義満の御教書を指すことは明らかである。この針畠の再知行をめぐる動向に、幕府の朽木氏にたいする庇護策をうかがうのは容易である。

つぎに一六世紀に入ってからの、幕府の朽木氏の軍事力にたいする期待を物語る事件を若干紹介しよう。

永正一四年（一五一七）五月二五日、幕府は丹後守護一色義清と一族の一色九郎との内訌に義清方を援助するた

め、朽木種綱（種広）に加勢を命じ（甲六）、大永五年（一五二五）九月二五日にも丹後物忌のために若狭守護武田元光と協力して出陣するよう命じている（甲六）。また朽木氏が保坂関務の一部代官職を請けているところから、幕府は御料所若狭国安賀庄の年貢錢の搬送について違乱なきよう指示し、大永二年（一五二二）五月二八日にも能登・永田・田中などいわゆる高島七頭の各氏と共に保坂関務を全うすることを命じ（甲六、甲一三）、一月三日には幕府直臣の小林國家の保坂関務を押妨する桂田孫次郎を排除するように沙汰している（甲六）。そのほか、同五年（一五二五）一〇月七日に幕府は朽木氏に將軍の八幡社参について參勤を命じたり、享禄二年（一五二九）六月二六日に種綱に宛てて、牢人・浦上一味衆の取締のことについて書状が送られている（甲一三）のは、やはり幕府の朽木氏への期待を物語るものである。

大永三年（一五二三）四月に坂田郡の上坂五郎なるものが幕府から御料所高島郡河上庄領家職・代官職を補任された（乙一〇）が、ほどなく朽木氏が補任されるところとなつたらしく、種綱が河上庄代官職を大永三年から同七年の五か年間請負う旨の請文九か条を提出している（甲一九）。また同五年（一五二五）閏一月二三日、幕府は種綱に高島郡善積庄内の売得地の知行を安堵し、享禄二年（一五二九）九月一〇日御料所近江国首頭庄の種村刑部少輔逐電跡を宛行されている（乙一〇）。同年一月一六日、坊城家の所管するところであった洛中巷所代官職⁽²⁾・預所職が、幕府から朽木民部種綱に宛行されている（甲五）が、これは坊城家の洛中巷所支配を朽木氏が請負い、幕府が坊城家と朽木氏の私的契約を公的に承認することによって、朽木氏の巷所年貢の徵収を保証せんとしたことにはかならない。

このような幕府ないし将軍と朽木氏の関係は、一三代将軍義輝から朽木宮内大輔晴綱がその忠節を賞され（甲

七）、永禄一一年（一五六八）一〇月一四日、最後の將軍義昭が朽木弥五郎元綱にたいし祖父種綱の時と同様に名字地である朽木庄の領知を安堵している（甲三）ことによつても知られる。後者の義昭安堵状をもつて幕府関係文書は終止符をうつのであるが、元龜二年（一五七一）七月五日、幕府滅亡の二年前に朽木元綱が織田信長から「別而之忠節」を賞されて須戸庄（首領庄か）を宛行されている（甲四）のは、朽木氏の転身を示すものとして注目される。しかし、応仁の乱後永禄末年に至るまでの朽木氏の幕府にたいする密着ぶりは、目を見張るものである。それは上述のこととで判然としているが、朽木種綱の「種」の文字が一〇代將軍義種から、また種綱の子晴綱の「晴」が一二代將軍義晴から由来することとく、朽木氏と將軍との私的関係も、將軍義晴・義輝の朽木谷亡命の事件と合せ考えれば首肯できるところである。

以上、文明末以後の朽木氏と幕府との関係について、長々と煩瑣な叙述を行なつてきた。それは、文明末期以前の朽木氏のあり方と文書の残存形態からして、きわめて対照的であることを強調せんがためである。ではこのような残存文書の内容のいちじるしい変化、すなわち、応永頃から量を増す土地（加地子名主職）売券や借米証文（出拳米借用証文）・流質状が、文明末年を画期として若干の例外をのこして姿を消すという事実は何を意味するのであらうか。つぎにこの点について考察を加えたい。もちろん、この考察には、残存文書が自然的、偶發的、人為的な消滅を経ていないということが前提になるのであって、この前提が崩壊すれば仮説は成立しがたい。しかし、これから考察するごとく、文書の残存は一定の歴史的理由が秘められていると信じている。

文明末年を境とする文書の変化について、結論的にいうと、朽木氏の領主制の質的変化をあらわすものと考える。それを証明する素材として、つぎの八点の文書を紹介しよう。

〔A〕

(朽木義綱氏文書)

(端裏書)
「横川より」

(飯田民部)
(裏花押)

むくかわ古川殿下地事

半 懿大夫 半

三畝 衛門二郎

十郎大夫

半 ミヤ左近
三畝 左近二郎大夫

三せまちを二せらと
(ま脇方)
申

明応九年十二月十七日

〔B〕

(朽木義綱氏文書)

(飯田民部)
(裏花押)

(預)
領申古川殿田畠事

田二畝 小野三郎大夫方 新田也

田二畝 同妙金方 新田也

島一所 同主 所当ハ大豆五升

田一畝 大野宮内二郎方 新田

已上

明応九年十二月吉日

大野分

〔C〕

(朽木義綱氏文書)

(端裏書)
〔下地之注文 (飯田民部
裏花押) 村居惣中」

古川殿下地作職之事

村居中

新田三畝 在所ハ宮之北

道ゆう持分

新田一畝 在所ハたうのお

左近次郎持分

新田一畝半 中しま

藤四郎

新田三畝 在所ハいづりお

同主

新田一所 在所ハ宮之北

小野右近四郎持分
年貢一斗所也

新田二畝三合目在所ハ宮ノ上

たつ刑部四郎

新田四畝半 在所ハ堂ノ前

たうのおの
刑部四郎

以上

明応十年(衍カ)
年辛酉正月吉日

D

(朽木義綱氏文書)

(端裏書)
河之分」

(飯田民部)
(裏花押)

古川殿下地之指出之事

合明応十年辛酉歲三月日

在所中洞口

公方地頭本役百文

作職道永

ぬく谷口

公方地頭本役百文

作同

在田助垣内

公方領家本役百五十文

作同

在大畠并

公方地頭本役百文

作同

在方本役代百文

公方地頭方本役代百文

作職高井

在所とちう谷口

公方地頭方本役百文

作職高井

さい孫二郎屋敷分

公方地頭方本役百文

作職左近

在所句畠之下

公方地頭方本役百文

作職左近

在所小橋之つめ

公方地頭本役百文

作職四郎

在所野々下

公方地頭方本役百文

源介

在所澗谷口

公方地頭本役百卅二文

孫四郎大夫

在所澗谷口

公方地頭本役百卅二文

作中司

以上田数四段

(紙縫目) (飯田民部)
(裏花押)

古川方賈徳指出注文之事

合明応十年辛酉三月吉日

田大島少 在所作道年貢八斗此之内
公方地頭方本役武百五十文

壹段 在所渡瀬年貢壹石此之内
公方地頭本役參百五十文

壹段々半 在所金土年貢壹斗五升此之内
公方地頭本役五十文

壹段八畝 在所橋より上此内
公方地頭本役武百七十文

半 在所柴谷年貢五斗此之内
公方地頭本役百五十文

四升まき 在所下灌頂木本兵衛三郎壳分
公方地頭本役參百卅文

大 公在所大杉山神森下年貢五斗此之内
在所地頭本役參百卅文

以上

〔E〕 (乙五一)

古川殿於麻生賈徳之田畠更

畠之御分

半ハ栗林 半ハ西山 左近四郎分

壹段にしかわら 彦三郎分

半 清水之本 五郎二郎分

式畠や二郎 九郎かいと 彦二郎分

角左近二郎分

壱段引坂

又四郎大夫分

参畠ひきざわ

已上島四段也 但田ニアリ候てハ壱反分也

田地分

式畠十八分 橋口

平二郎分

参畠 大嵐

平三大夫

式畠はし本のうへした

五郎四郎分

参畠はかのした

孫二郎分九郎かいと

壱畠かやのたにくち

宮内大夫

上野

寅 刑部三郎

四畠常人道
参畠馬瀬(か)ハ

二郎三郎分

左近太郎分

壱畠十八分 橋の口

十郎大夫

壱畠

岡四郎大夫

壱畠東之谷

上野 彦二郎大夫

已上式段半也

たけやふ
已上両所也 岡ニ壱所 九郎かいとニ
壱所也 文龜元年十月十七日

〔F〕 (朽木義綱氏文書)

(飯田民部)
(裏花押)

坊村之内、古川殿(押 領)わうりやうの下地之事、御たつねニつき候て、申上候、
一田小、在所ハうまやしりミなくなり、これハ坊村小(太)た郎の下地ニて候、然古川殿、我か地(内)にてあるへ
きと、おほせられ候て、おさ(押 召)へめされ候間、惣としてわひ事申候處ニ、五升つゝ、(小馬鹿(はが))た郎ハまつを御出候
て、下地をハ無御返候、此分までニて候、

坊村之百姓中

〔G〕 (朽木義綱氏文書)

(飯田民部)
(裏花押)

在所ハのりのくほ

田一段、坊村小た郎の下地ニて候、是ハ坊村道(通) (寄進)(きしん)ニて候、(作職)(さくしょく)しきへ、道通(作) (くられ候處ニ、古川
殿之借物を御くみたて候て、さくしきニより候て、此小た郎の下地を、古川殿へ御とり候、此内一斗四升つゝ、
毎年(初體)はつをゝ御出候、

道通のまこ
ついたち中

〔H〕

(朽木義綱氏文書)

(飯田民部)
(裏花押)

吉川殿召上下地事

三畔 弥四郎右近持分
惣運判ニ取上候

宗大谷口

一畔畝 六升五合 (序)
諸當

めうせ谷口島

壺斗六升 右近五郎亮渡

半田 与五郎持分

うつを谷分

右にあげた八点⁽³⁾の史料に登場する古川氏は、その姓から推して安曇川本流沿いの古川に出自をもつものと考えられる。これら八点の史料はすべて裏花押をもっており、それらが同一のものであるところから、これらの作成に当つては同一の目的のもとに作成されたものであることが容易に推察されるとともに、F・G・Hは年未詳であるけれども、他の五点の作成年代である明応九・一〇年(文龜元年)の両年のいづれかの年に作成されたものとしてよいであろう。

この八点の史料を考察するに先だって、文明末を境とする古川氏の動向を追つてみると、つぎのようになる。

すなわち、文明二年（一四七九）一一月一九日の御料足算用状（乙五一）には古川与次貞国の署判があり、同一年・一四年一二月二九日の同帳（乙五一）にも古川修理進貞国との署判がある。同一年（一四八〇）三月二二日（一五〇一）正月一一日の某代官職請文案（乙二〇）によると、古川修理亮がそれまでに大聖寺領若狭国大相関四分一代官職を預っていたことが判明する。これは恐らく朽木氏の権威において古川氏が請けていたものである。永正二年（一五二〇）九月の朽木庄棟別錢加増錢算用帳（乙五一）の署判も古川修理進守国で、同一年二月二九日の料足米請取状（乙五一）と大永二年（一五二二）一一月一八日の米下行帳（乙五一）にも守国の署判がある。

以上、簡単に見てきた古川氏加判文書からして、朽木氏被官の中で重要な位置を占めており、飯田・小川両氏と並んで朽木氏家臣団の中で領主財政を担当ものであることが判明する。その古川氏は明応年間に朽木庄の棟川に下地二反三畝、大野に新田五畝・畠一所、村居に新田一反七畝・一所、角川に田四反・賈徳田畠五反二畝一歩の合わせて九反二畝一五歩と四升蒔、麻生に畠四反・田二反半、空谷に畠四畔・田半を所有しているのである。「一所」「四升まき」のように地積が不分明な表記があるために適確に指示できないが、約二町の田畠であると考へて差支えない。ただし、この地積合計には古川氏の本貫と考えられる古川の所領が入っていない（田代脩氏はこの角川を古川とされているが、角川＝角川は保坂関の北の石田川沿岸の角川である）。これは文書が消失したとも考えられるが、私はむしろ、朽木氏が古川氏の本貫地古川所在の所領については、この指出から除いたものと推定し

たい。その理由は後述するが、指出は本貫地以外の新規の集積地に限定されるとしたいのである。朽木氏は古川氏の本貫＝本領に介入するほど、その領主制＝家臣支配を深化させてはいない。

ではこの田畠注文はいかなる目的をもって作成されたのであらうか。それはDの事書の「古川殿下地之指出之事」とあるように、棟川などの各惣中が、自「」の惣村内に所在する古川氏の所領を朽木氏に指出したものである。所領内部にはCの表記形式の「道ゆう持分」と「藤四郎」との差異の「ことく」、「持分」とされる「道ゆう」の下には下作職のあることを推測させるものもあり、またDの「作職道永」と「助三郎」の「ことく」、「作職」を冠されるものと、そうでないものとの職の相違は存在するが、それらを含めて古川氏の所領を注文したのである。また在所を記したものとそうでないもの、その田畠の負担する役錢の内容の書いてあるものとないものと、惣の指出の表記形式は統一されてはいないが、惣の責任で古川氏の所領注文を領主（地頭）へ提出したのである。先掲の文書の紙継目や端裏の花押は、明応七年（一四九八）一二月の御料足諸納帳（乙五一）の署判や、同二年六月の古川修理進貞國の料足算用状（朽木義綱氏文書）の紙継目の裏花押と合致し、それは朽木氏家臣の飯田民部のものと一致する。恐らくこれらの文書の受領人として端裏、継目に受領のちに署判を加えたものであろう。

古川氏の所領にかかる明応九・一〇年の調査は指出形式だけではなく、古川氏がその所領を入手した経路を推定させるのがF・G・Hである。Fは朽木氏が古川氏の所領を調査したのに応じて、坊村百姓中が答申したものであることは追而書で判明するであろう。「うまやしりミなくち（廐尻水口か）」にある坊村の小太郎の田小が古川氏によつて押領され、坊村惣がこれに抵抗すると、古川氏は小太郎に四升の初穂米を納めたが、下地そのものは小太郎に返却しなかつたというのである。またGの「のりのくほ」にある田一反は同じく小太郎の下地で、名主

職は小太郎が、作職は坊村道通がもつていたが、道通が作職を抵当に入れて古川氏から借財していたのち流質し、下地そのものは古川氏に押収されるところとなつた。これにたいして名主職所有者の小太郎の抵抗が当然あったと推定され、古川氏が毎年一斗四升の初穂を小太郎に納めていた旨を、道通の孫と朔日中（講中か）が朽木氏へ報告しているのである。

この二点の史料によると、古川氏は暴力的に坊村の下地を集積していることがわかるが、とくにGでは高利貸を行なつて債権行使するさいに、加地子名主職をふくむ下地そのものの押領を企て、抵抗をうけると初穂という形で納入することによって、加地子名主職押領の非難をかわそうとしたと考えられる。

またHも「うつを谷」（空谷・雲洞谷）の各地に散在する農民の下地が、売却・流質によって、古川氏の手元に集中されたものと考えられる。とくに赤四郎右近持分の三畔の下地が、「惣連判ニ取上候」とあるのは注目される。すなわち、これは「うつを谷」惣の農民が連判して古川氏から出舉米を借用したさいの抵当物件のひとつであつて、この出舉米の元利が完済できないために、貸主の古川氏のもとに「召上」げられたか、あるいは、古川氏の口入で朽木氏の出舉米を連判して請けた「うつを谷」惣の農民が、完済不能となり、古川氏が代つて朽木氏にこれを納入したために、古川氏が朽木氏に代つて債権者となり、抵当物件の三畔を「召上」げたかのいずれかであろう。いずれにしても、惣の農民は連判米というかたちで、朽木氏や村落領主の高利貸的支配をうけたのであり、右の場合の前者をとれば、惣は朽木氏・古川氏の二重の高利貸支配下にあつたという可能性もある。

A～Eの所領注文が指出の形式をとりF・Gが朽木氏の「御たつねニつき候て、申上候」とあるように、これらは全て領主の要請で惣中（講中をもふくむ）が提出したものである。そしてこれらの文書を処置したのが、裏花押

から朽木氏の重臣飯田氏であることが判明したが、領主による家臣の所領調査は、古川氏のような小領主を在地から切離し、朽木屋敷の周辺 \parallel 城下に集住させ、庄内村落を領主の直接支配下におくという、兵農分離 \parallel 家臣団の編成の進行過程を示していると考えたい。このように小領主を在地から切断するために、朽木氏が小領主と惣中との対立に入ることは注目されるであろう。朽木氏による家臣団編成 \parallel 官僚機構の整備は、文明末年にはほぼ完了していると推定され、これと前後してこれら家臣を在地から切離していくたのである。しかし、小領主の本領の地にまで介入している形跡はなく、その意味で家臣団を完全に在地から切離すことは一六世紀初頭の段階ではなされていないのである。とはいっても、在地切離し \parallel 家臣団編成の整備を志向していることは事実であり、このことは取りも直さず、朽木氏の領主制の質的な変化を示すものといえる。朽木氏の幕府へ接近もかかる背景を考えなければ理解できないであろう。そして、先に指摘しておいた文明一七年を境とする朽木氏にたいする農民を中心とする借用証文の消滅は、朽木氏の家臣団編成が整備されるなかで、朽木氏と農民との直接的な貸借関係は、家臣を介して領主財政の一環として行なわれるようになり、私的な貸借は公に変化し、関係文書も担当家臣の手元に蓄積されるに至ったものと考えられるのである。

以上、文明一七年を境とする文書内容の極端な変化は、朽木氏の領主制の変質を示すものであることを推察したわけであるが、例外とはいっても、売券・借用証文が一五点残存するのであり、その残存理由について、文明一七年以前といかなる差異があるかを説明しなければ、右の推察に説得性が与えられなくなるであろう。そこでこの問題を検討するために、文明一七年以降に『朽木古文書』の中に残存する売券・借用証文一五点の一覧を示しておこう（第2表）。

第2表 文明一七年以降、『朽木古文書』中壳券・借用証文表

西 暦	年 号	壳 主	買 主	物 件	壳 価	出 典
15	14	13	12	11	10	9
○	○	○	○	○	○	○
一五五九	一五四四	一五四七	一五六六	一五三六	一五三四	天文3·2·11
永禄2·2·29	23·11·19	向村太郎五郎	向村太郎衛門 <small>(代宮川頼忠)</small>	井口孫次郎	大下二郎五郎	天文3·2·17
借主	宮前三郎大夫	借書記	花藏院源嘉	借書記	借書記	借書記
貸主	（殿様）	田大	畠一処	畠一処	三〇〇文	米二斗
乙號	一四	米五斗	坤乙四八	坤乙四八	坤乙四八	坤乙四八
※ ○印は案文をしめす。 14は「天文三十三年」とあるも「天文二十三年」の間違いとした。						

この一五点のうち、3・4・5・13の四点は領主朽木種広（種綱）・晴綱が代官宮川氏の名で売った田地の売券案であるから、原本が宮川氏の手元に残るのは当然であろう。また2の地子原谷藤三郎が古川修理進守国へ宛てた売券は、7の古川守国が領主に宛てた田地二反小に含まれた半の手継証文である。1・6・7・8はいずれも朽木氏の重臣古川氏が領主と大通院玉蔵主に宛てた売券の原本である。大通院は古川に所在する領主菩提寺である興聖寺末寺であり、興聖寺に地理的に接しているところから、これは先にみた岩神殿と同称に、「殿様」＝「屋形様」＝朽木氏と同類に考えてよいのではないか。かく考えれば、古川氏の売券は重臣と領主間の売買であって、一般百姓のそれと異なるところから、例外として残存しているとしてよいであろう。また9・10・11・12・14の五点はいずれも百姓から借書記宛の案文であり、書記は禪林の書記役の意で、この場合興聖寺の書記役と考えられ、朽木氏の要請に応じて借書記ないしは興聖寺から案文が朽木氏へ提出されたものと思われる。したがって、売券の原本は興聖寺に残されているのであり、10・12の案文と11・14の案文が各々年代が異なるのにかかわらず、各々一紙に記され、朽木氏への提出用として作成されたものであると理解するのが妥当である。

このように、文明一七年以降の一五点の売券・借用証文のうち、一四点までが、その残存理由を曲がりなりにも明らかにできたのであるが、15の永禄二年（一五五九）二月二十九日の宮前三郎大夫の領主朽木氏に宛てた出舉米借用証文の残存は理解に苦しむ文書である。つまり、この文書が永禄二年のものであると、文明一七年以前のように朽木氏の百姓個々、ないしは惣中を単位とする領主出舉米の存在を認めることになるのである。ところで、この証文の日付は「永禄二年とらのとし二月廿九日」とある。しかし、永禄二年は未年でなければならず、年号に誤記があると考えられる。他方、この証文の筆蹟を調査すると、永禄から一世紀遡って、長禄・寛正期の出舉米

借用証文（例えは長禄四年三月一七日 わらい孫三郎大夫出舉米借用証文、寛正一年卯月三日 わらいせよ右近出舉米借用証文 乙四九）と全く合致する。このことから「とらのとし」の永禄一年は長禄二年（一四五八）戊寅であつて、筆者が「長」を同義の「永」と誤記し、偶然にこの永禄の年号が一世紀あとに採用されたのであり、したがつて、この15の出舉米借用証文は文明一七年以降のものでないとしてもよい。

文明一七年以降の日付をもつ売券・借用証文一五点を検討した結果、文明一七年以前のそれが、朽木庄とその周辺の百姓の領主にたいする出舉米借用証文や出舉米返済不能による質流れ売券、その売券に添付される手継証文などであり、点数も多数にのぼるのにたいし、文明一七年以降のそれはきわめて少なく、かつ例外的なものといえるものばかりであることが判明した。このことからも、先述の文明末を画期とする朽木氏領主制の変質という仮説も成立する所らしいのである。

- (1) この地頭職補任を現地に徹底すべく、翌文亀三年一二月二九日に幕府奉行人飯尾清房、同元行が名主沙汰人に、朽木弥五郎直親代の沙汰に従うように奉書を発している。この弥五郎直親は朽木竹松、種広、種綱と同一人であると考える。
- (2) 抽稿「中世京都における巷所について」同志社大学人文科学研究所『社会科学』一〇号。
- (3) この八点の史料のほか、私が見落とし、異友黒川直則氏から持借した朽木義綱氏文書の読み本中に「地子原御百姓」が提出した文書があり、これも八点の文書と同一時期のものと推断して大過のないものと考える。

古川殿下地之注文事

一一畝々半、此下地へ借物すこしの方ニとられ申候、借状までにてお文なく候、

治 部

一半、此下地へいの年之御徳政之春の借物にて候、ついに徳政にハ□なく候て、下地をめされ候、

一六畝、此下地も徳政之歳之成□之方に徳政行候て、三年めしをさへこられ申候、

谷口□部

(中略)

一武畠、此下地者徳政之年借物方の利分ニとられ申候間、めいわく候、又借物に永代文書ト仕候つれハ、此文書トイ出なく候て、めいわくに□以委細ハ修理□殿の存知にて候、此時上様之い□を申うけたく存知候、心錐

(中略)

徳政明の年四月・五月ニからくへ之仕候程、來秋までと佗事申候へ者、せういんなく候て、そ之下地をめされ候、百姓心□いはりあるへく候、

読みが充分でないもので、文意を正確に把握できないのは残念であるが、沿部など九人の百姓が下地三反二畠と麻時一升の畠を、借物の方(城当)に古川殿に召上げられたことを示しており、そして、この召上げは徳政令にもかかわらず行なわれたことが判明する。古川殿のかかる行為にたいし、地主原百姓は「上様」＝朽木氏にこれを訴え、徳政の翌年の四、五月に来秋まで下地召上げを延期するよう抵抗しているが、ついに承認なく差押えが強行されたという経過が示されている。この点、史料F・G・Hの内容と共通している。なお「いの年御徳政」とは文明二年己亥か、延徳三年辛亥かのいずれかであると推定している。

なお同一下地の朽木氏・古川氏の重層的支配(同一百姓の国人・村落領主への年貢加地子の納入)にはつきの史料があげられよう。
申上下地之事

合大分者

在所者島田之事

此内御屋形様へ參斗五升弁

又武斗五升古川殿へ弁

曰上合六斗分

野尻彦五郎

この下地の在所島田は個有名詞であり、野尻は朽木庄の中心である市場より東北の安曇川下流に位置している。この文書は朽木・古川両者にたいする流質の結果、作成されたのかも知れない。

(4) 古川氏は寛正三年一二月にも三条殿知行の朽木闕四分一代官職を宛行されていて(玉鏡寺文書)が、長享二年九月一七日の南御所雜掌宛の幕府奉行人奉書によると、朽木闕代官職が朽木氏に宛行されていたことが明らかであるから、古川氏の閥務代官職は朽木氏の下請的なものである。

地主原百姓

七 家臣団の給与形態

先に文明一七年を画期とする朽木氏領主制の変質について、売券・借用証文の残存のあり方から論及してきたわけであるが、いま別の側面より家臣団の編成について考察を進めよう。文明七年（一四七五）の御四二寸錢御恩注文によつて、先に朽木氏の家臣への給与支給について見たが、いま明応元年（一四九一）九月の領主米下行帳（乙五一）を紹介しよう。この文書は端裏に飯田民部の花押が加えられており、先述の古川氏所領にかんする指出と同様、下行帳の受理が飯田氏の担当する職掌の一部であることが判明する。

（裏花押）

下行申米之事

合明応元年九月 日
九月十九日
式石
八斗
おこ渡
九月十九日
八斗
おこ渡

（中略）

明応元年

夏御飯米分渡申　　日記　八田方出

四斗三升四合　　大藏卿
四斗三升四合　　御^乳ち人

四斗五升

まく

四斗三升四合

ぎり

四斗三升四合

虎衛門

二斗八升

小梅

壱石六升二合

福田方

壱石六升二合

井口方

三斗三合

中井方

八斗八升二合

太郎五郎

武斗四合

源二郎

八斗八合

さい二郎

八斗八合

二郎五郎

七斗九升二合

刑部

六斗二升一合

御こひいらさま

七斗

西円房さま

壱石三斗二升九合御うへさまへ まいる

武斗六升五合 同 まいる

壱石五斗七升一合同 まいる 御引違分由候

四斗五升 いゝ田方
(下略)

右の飯米支給については、飯田氏と同様、朽木家臣団の中では有力である八田氏が記して、これを飯田氏に提出し、飯田氏がその他の算用状とともに、明応元年分としてひとつにまとめたと推定されるのである。

夏の飯米支給には全ての家臣や家政担当者が名を連ねてはいない。また記入形式も後年のものに比して簡単であるが、順序として大蔵卿から小梅までが朽木氏の家政担当者、福田方から中井方までの「方」身分のものが殿原衆、太郎二郎から刑部までが朽木氏直属の中間衆、「御ごひいらさま」は家政構成員であり、「西円房さま」は菩提寺関係の僧と推定され、末尾には領主への支給が記されている。この「御うへさま」への支給は、従来の家政と領主財政とが分離していない段階から、これを分離させてゆく傾向を示すものであり、ここにも領主制の変質の一端をうかがうことができるるのである。なおこの下行帳は巻紙で前掲の夏飯米給与に連続して、同月の日付の「御陣へ上申米之事」がある。これは九月一三日から一〇月一四日にかけて、朽木庄内各村より売買升一斗五升から四斗までの工夫用として中井方、井口方が徵収した算用である。この御陣とは九月一五日、幕府軍が六角高頬と上坂景重を攻めた戦いを指し、朽木氏はもちろん、幕府方に加勢したと考えられる。この徵収に家臣の中井・井口両氏が当たっていることは留意すべきであろう。

この下行帳は後欠となつていて、「明応三年 下行帳 四十一」に連続する。すなわち、「明応三年」とこの文書の整理者が記したが、明応元年一二月と同二年、同三年正月分の下行米の量と宛先が順序よく記され、実質は明応二年分の下行帳といつてもよいものである。それによると、明応二年一三か月分の下行米合計は、一四

第3表 明応2年(1493)下行米

月	下行米額
1	22石4斗3升2合
2	7. 8. 8. 2
3	7. 8. 0. 3
4	9. 2. 1. 2
閏4	7. 5. 2. 8
5	5. 4. 4. 2
6	2. 1. 2. 0
7	1. 5. 3. 6
8	8. 2. 0. 5
9	23. 4. 2. 6
10	14. 8. 6. 3
11	9. 3. 6. 2
12	27. 2. 3. 0
計	147. 0. 4. 2

者を紹介して検討を加えたい。

(瑞慶書)
〔新足納〕

御新足諸納帳之事
合明応七年分
伍拾四貫七十二文 山札之代
参拾貫文 本夫錢
五貫文 わらひ野方より請取
此内五百文大野へ下行 奥畠より山事御礼物
七貫文 村井・柄生より。御礼錢

七石四升一合となる。この下行は「おにに渡」「京へ御飯米」「京へ参」が圧倒的に多く、おこ＝右近が朽木氏の家政機関の一員と考えられるところから、家政関係の支出と朽木氏のもつ京屋敷関係の財政の支出が大部分を占めていたのである。もちろん、これらの米は年貢米と、それを出奉米として増殖する利米からなっているのであるが、それに加えて料足錢があるので、他のものより比較的完全な形で残存している明応七年(一四九八)分(乙五一)、大永二年(一五二二)分(乙五一)のうち、前

朽木氏領主制の展開（仲村）

壱貫廿五文

柄生錢取納代

三貫文

但林孫右衛門方より請取
宮川次郎左衛門方請取

壱貫文

針畠錢歟
市商人公事錢

五百文

馬宿之公事錢

七百文

平良・小川馬夫錢

四百文

(川狩) 錢

七貫文

但此内壱貫文引物
ちか寸錢残皆立物

五拾九貫六十三文

四二寸錢

四百文

但此内拾貫立物請取在之
棕川地子錢彦三郎帳之内

三貫九百文

此内二百文引物在之
領家夫ちん

六貫文

領家四二寸錢

拾貫文

鮎炬錢

納百九十九百六十三文之内

同下行

武百六十貫百卅文

下行

残六十九貫百文

引違

明応七年十二月 日

飯田
民部
(花押)

御屋形へ参

納入された料足約一九一貫文のうち、大部分を占めているのは山札之代、四二寸錢、本夫錢、川狩錢である。まず山札之代は領主山の木材の入札からの収入と考えられ、四二寸錢は鎌倉末期よりある朽木庄の一種の柵年貢錢である⁽¹⁾。これは地頭分と領家梅小路殿分があり、前者は五九貫余、後者は六貫文である。本夫錢は夫役の代錢であろうか。川狩錢は朽木庄を貫通する安曇川とその支流における漁業に賦課されたものであり、そのうち鮎魚業については、焼鮎を貢納する年貢の代錢化である鮎炬錢一〇貫文が別個に設定されている。「ちか寸錢」は大永三年（一五二三）八月の御屋形御料足諸納帳（乙五一）では近寸錢六貫文とあるが、内容は不明である。そのほか若干の村からの礼錢、公事錢がある。公事錢のうち、市商人公事錢は朽木庄の中心地、市場の商人の商業税であろう。

これらの料足品目のうち四二寸錢については、四二寸錢のみの納入日記が作成されている。永正一五年（一五二八）一一月吉日の四二寸錢御屋形様に御納日記（乙五一）と同年一二月一三日の四二寸錢納帳（乙二二）がそれである。前者は椋川、麻生、小川、樺村、大野、小坂三番、洞谷の納分が書上げられているが、後欠のため、その全体を把握することはできない。いま書出しの椋川分を紹介するところである。

椋川分	
二月廿四日	御請取あり
四十文	山のいも廿本代
三月廿日	同
四十文	同じも代
三月十四文	同
	同じも代

朽木氏領主制の展開（仲村）

九月廿九日 六百文	なめすゝき代 油くさの代
六月廿日 百文	山のいも代
十一月廿四日 三百文	やりの柄六本代
十一月廿四日 三百卅文	朝夕渡
武百五十文	地下政所屋給候 <small>(カ)</small>
百五十文	庭はきに給候
百文	算用祝給候
十一月廿四日 七十文	(裏花押)
正月御用	
中間	
壱貢文	小豆代
并武貫五百四十文	二郎兵衛給候
六貫四。廿七文 六貫四百廿七文 此外壱貢五百文村井江越 此内武貫五百文村井江越 村井生	

これをみると、鎌倉末期に摺年貢であった四二十年貢が、一六世紀の初頭ともなると、「山のいも」「なめすゝき」「油くさ」「やりの柄」などの雜公事や領主家における諸行事の夫役の代錢納に変化していることがわかるであろう。そしてその貢納はつぎのようになつてゐる。

六貫四。廿七文
六貫四百廿七文
此外壱貢五百文村井江越
此内武貫五百文村井江越
村井生

すなわち、柄生村は六貫四二七文を納入し、そのほか一貫五〇〇文を村井村へ出し、村井は柄生よりの一貫五〇〇文と林下番より出した二貫一〇〇文をふくむ六貫四二七文を納入しているのである。柄生は計七貫九二七文を納入していることになり、村井は四貫二二七文を納入しているにすぎないことになる。永正一二年一二月一三日の決算による四二寸錢五九貫六七文の納入は右のようになっているが、この配分の原則については不分明であり、今後を期さねばならない。

このような四二寸錢が朽木氏家臣団の給分として支給されるのである。四二寸錢の給分についてはすでに文明七年（一四五七）の「御四二寸内御恩注文」での一八貫五〇〇文の配分を見たごとくであるが、天文二〇年（一五六二）一一月吉日の冬御給分帳（乙五一）では、この配分の規模が大きくなり、支給対象が朽木氏政所人員、殿原衆、御中間と整然と分けられていることが注目される。すなわち、給分合計六八貫八〇〇文のうち、「上様」に朽木氏自身をも含めた御局、御乳人などの家政機関を構成するもの九人に五貫文から五〇〇文の一三貫二〇〇文が支給され、八田、石田、築瀬、飯田、宮川、千見、近藤、古川などの殿原衆一二人が二貫文から五〇〇文の三八貫文が支給され、また小次郎の二貫文を筆頭に五〇〇文の五郎右衛門の「御中間かた」一四人に一七貫六〇〇文が支給されている。また天文一九年（一五五〇）七月吉日の夏御給分河狩錢日記（乙五一）によると、家政機関を構成するもの八人が九貫文、殿原衆四人が二貫三〇〇文、中間衆一四人が六貫三〇〇文を支給されている。中間衆への支給は二〇〇文から六〇〇文で、冬給分に比して各個への支給額は少なく、人員も限定されている。

右にみたように一六世紀半の朽木氏の家臣団への給分支給は、夏の河狩錢⁽²⁾、冬の四二寸錢から各々支給されていることを知ったが、それは季節の給与とはいえば一五世紀後半において成立したのであり、このことが朽木

氏の領主制にとって大きな画期となつてゐることは先にみたごとくである。

冬・夏給分帳によつて、一六世紀における朽木氏の家臣団の規模は、おおよそ把握できると思う。しかし、給分の対象となる家臣のみであり、領内に潜在している家臣団＝軍事編成は、ここにはあらわれていない。いま永禄一年（一五六八）一月二八日の棕川公事免人数交名（朽木義綱氏文書）を紹介して、この問題に少しふれよう。

公事せぬ人数之事

合

下村いたのちう	太郎一郎	内若たう
下村いたのちう	慶善	きよかたに
もりわき	管助方之若たう	孫衛門
もりわき	左衛門三郎方	
あらたニ	太郎三郎	内若たう
井上	弥四郎殿	
以上九人		

棕川（略押）

朽木氏領主制の展開（仲村）

進上 永禄十一年辰戌十一月廿八日

この交名は、同日に椋川惣が京夫一〇人、若狭夫の衆六人の交名（朽木義綱氏文書）の作成にかんするものであることは間違いない。これは織田信長の近江攻略から畿内征服の軍事行動にたいして、いちはやくこれに呼応し、一族内部の結束を強め⁽³⁾、隣接する浅井久政・長政父子の領内への干渉を排して行動しているのであって、京・若狭への人夫の動員も、その行動の一環である。

さて公事＝京・若狭への夫役を免除された九人は、太郎二郎、その若党、慶善、孫衛門、管助方の若とう、左衛門三郎方、太郎三郎、その若党、弥四郎殿である。ここには方・殿で呼称されるものや、いわゆる内者といわれる若党があくまでもいるが、これらは朽木氏の軍事組織の中に固定的に編成されているものと考えられているが、給分の対象となる殿原・中間と異なり、在郷性の強いものであり、直接朽木氏に把握されていたと推察され、そのために、夫役を免除されているのである。いま朽木氏の軍事組織を述べるならば、朽木氏一族、殿原衆、御中間衆、殿原衆の中間衆、在郷の被官衆およびその若党というようになるであろう。かような組織が完成をみるのは一六世紀半であろうが、その原型は一五世紀後半において成立しているとしたいのである。

(1) この四二寸が近世を通じて旧朽木庄域の村々に一種の山役・小物成としては存在していたことは、天和三年三月の村井村米大豆高覽に「五石三斗九升七合六勺 米小升四二寸、四石三斗 米小升川狩」とあり、また寛政五年七月の村井村肝煎惣右衛門願書等に「山役四二寸」とあることによっても明らかである（村井区有文書）し、また裏洞村の区長持回り文書を収納する簞笥に、「四二寸帳」のみを入れた引出しがあることによっても明らかである。なお明治四年正月の村井村の庚午年皆済目録に「米九石九升四合六勺 此永六拾七貫八百六拾匁三分 四二寸 川狩」とあり、明治政府にまでこの税目が引継がれているのである。

(2) 冬給分がかならずしも四二寸鐵がらの支給であるとはきらない。天文二十二年（五五二）一二月吉日の冬御給分帳（乙五一）では九人の朽木氏家政機成員が「一貫三〇〇文、殿原衆一人が一九貫文、御中間かた一六人が一五貫一〇〇文の計四五貫四〇〇文が支給されているが、この帳簿には「武賀文一貫文ハ四二寸鐵にて渡宮川与介」「五百文 河狩 千代松」というようだ、河狩鐵からの支出

朽木氏領主制の展開（仲村）

が注記され、それは、「去年公方様方御座候付、十八貫四百文河狩被引越候て給分方へ御遣候」とあるように、四二寸錢の公方様=義輝の朽木谷への来着費用への流用のため、冬給分の河狩錢から支出したのである。

(カ)

輝の朽木谷への来着費用への流用のため、冬給分の河狩錢から支出したのである。

(3) 永禄一一年一〇月二十五日、朽木左兵衛尉成綱は兄晴綱の子弥五郎元綱にたいして、物領家にたいする忠誠を起請している(甲一四)。

(4) 永禄一一年一二月一二日、浅井下野守久政・備前守長政父子は、朽木弥五郎元綱にたいし、高島郡内領知方のうちの新地千石分の支配や保坂関所の朽木・浅井両者の支配をめぐつて、また、往古より守護不入と称された朽木谷の元綱支配について干渉しないことの三か条を起請しており、これは注(3)と関連して、朽木氏の信長軍に投じる準備作業とすることができる。これから一年半後の元亀元年四月末、信長は越前朝倉攻略にさいし、浅井長政の朝倉加担に遭遇し、急遽京都への退却を余儀なくされ、朽木谷から針畠越で京都へ退いているが、この時の朽木信濃守(元綱)の動向は信長に高く評価されている(信長公記 卷三)のである。

(未完)

本稿は昭和四五年度文部省科学研究費一般研究D「近江国朽木庄における領主と農民」の研究成果の一部であり、本年一〇月二一日の日本古文書学会で「文明末年における朽木氏領主制の展開」、また同月二七日、社会経済史学会近畿部会で「西近江朽木氏の領主制」というテーマで本稿の一部を各々報告しておいた。本研究にかんする滋賀県高島郡朽木村の現地調査については、朽木村市場在住で朽木氏の後裔にあたる朽木義綱氏、宇村井の藤井主計氏(故人)・藤井なつ未亡人・奥沢嘉一郎氏・宮川繁一氏、字家一の山本隆男氏、字上村の河合治代氏に協力していただき、また同志社女子中高校の窪田哲三郎氏には炎天下自動車で庄内の隅々までの探査に協力していただいた。ここに深甚の謝意を表する次第である。とくに故藤井主計氏は、私が以前に調査したことのある京都府北桑田郡京北町字小塙(丹波国山国庄)の出身であるという関係で、朽木村現地調査の案内役を引受けさせていただいた。ここにあらためてご冥福を祈るものである。

なお脱稿後、藤木久志氏の「在地領主の高利貸機能について——文明~大永期、近江朽木氏の財政帳簿の分析」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』所収)を通読する機会をえ、教えられるところ甚大であった。とくに本稿の五・六・七の部分は藤木氏の労作を参考すべき箇所が多いが、いまはそのままの形で掲載することにした。

(一九七三年一月三〇日)